

---

# 日本平和学会 ニューズレター

## NEWSLETTER PEACE STUDIES ASSOCIATION OF JAPAN

---

第19巻第2号

2010年9月25日

---

### もくじ

• 2010年度春季研究大会概要	2
• 分科会報告	8
• ドキュメンタリー映画上映報告	20
• 地区研究会報告	21
• 総会議事要録	22
• 理事会議事要録	22
• 会員消息	25
• 日本平和学会2009年度決算報告	26
• 日本平和学会2009年度平和基金決算報告	26
• 日本平和学会2010年度予算	27
• 企画委員会からのお知らせ	27
• 編集委員会からのお知らせ	28
• 広報委員会からのお知らせとお願い	28
• エッセイ 平和研究あれこれ	29
• 日本平和学会第19期役員	30
• 日本平和学会分科会および分科会代表者一覧	31

# 2010年度春季研究大会概要

## 統一テーマ

### 核なき世界：抵抗としての記憶と想像力

#### 部会 I 「(核なき世界) にむけて：核軍縮の可能性」

司会：黒沢満 (大阪女学院大学)

#### 報告

1：秋山信将 (一橋大学) 「核軍縮：多国間交渉の限界と今後の可能性」

2：川崎哲 (ピースボート) 「NPT 再検討会議後の課題：NGO・市民運動の視点から」

3：木宮正史 (東京大学) 「朝鮮半島危機のメカニズム：冷戦の遺制と脱冷戦の展開」

#### 討論：高原孝生 (明治学院大学)

本部会は、2009年4月のオバマ大統領のブラハ演説以降の核軍縮に向けての動きを背景とし、また2010年5月のNPT再検討会議の成果を踏まえて、グローバルな核軍縮の可能性を政府間交渉およびNGOの視点から検討し、とりわけ朝鮮半島を焦点とする北東アジア非核化の道筋を考えるものである。

秋山会員の報告は「核軍縮：多国間交渉の限界と今後の可能性」と題するもので、まず核軍縮の条件、つまり核軍縮を進める誘因として、①安全保証・軍事戦略上の核兵器に対するニーズの減少と、②核軍縮の倫理的・規範的正当性があるとし、両者が相互に影響しながら進むものであること、次に、NPTの重要性として、具体的軍縮・不拡散措置を定めるものではなく、核軍縮をすべきという国際規範の制度化を通じて国際秩序の基礎を提供するものと見るべきであること、第三に、NPTの制度的限界として、それを取り巻く政治的環境と意思決定の措置にあるとし、三本柱のバランス、コンセンサスによる意思決定、政治グループ内の政治、条約運用体制のありかたに集約されるとする。第四に、多国間軍縮条約の将来として、オタワ、オスロ両プロセスの成功例があるが、核兵器の場合すべての核兵器保有国が例外なく参加しなければ成立しないと述べ、第五に、課題はいかに核兵器国間での軍備管理軍縮交渉を多国化していくかであり、核兵器の役割、国際政治上の意味、核軍縮の具体的進め方について共通の理解を進めることが重要であり、また地域安全保障の文脈がこれまで以上に重要になると結論する。

川崎会員の報告は「NPT再検討会議後の課題：NGO・市民運動の視点から」と題するもので、今回のNPT再検討会議の結果として、希望の側面としては、核兵器禁止条約が最終文書に残り、これに新しい国家が言及したことであり、困難の側面としては、核兵器国の強い抵抗に遭遇し、核廃絶の期限設定や核兵器禁止条約や新たな核開発禁止、核兵器使用禁止などほとんどの提案が拒否された事実があると述べる。課題の第一は、「核兵器への依存を最小化する」ことで、核ドクトリンを変更し、先制不使用や核の役割を核の抑止という「唯一の役割」に限定することであり、この唯一の役割は岡田外務大臣は当初好意的であったが日豪共同提案に入

らなかったため、今後の日米同盟「進化」の議論や防衛計画の大綱見直しの作業において、日本自身の核依存を減らすことを国内の議題に乗せていくべきであると主張する。課題の第二は、「核兵器禁止条約の準備を始める」ことで、国連事務総長パン・キムンの5項目提案に含まれており、非同盟諸国はもちろんスイス、オーストリア、メキシコ、チリといった中堅国が支持を表明しているため、新たな可能性がでてきており、条約交渉に即時に至らなくても条約の準備作業を求める動きは今後加速することが期待されると述べ、世界的に新しい軍縮の潮流があり、日本では政権が交替する中で、日本の政策立案過程に新しい知恵と関与がますます必要とされていると結論する。

木宮会員の報告は、「朝鮮半島危機のメカニズム：冷戦の遺性と脱冷戦の展開」であり、同盟と核兵器の問題を中心に取り上げ、①グローバルな冷戦が終焉したにもかかわらず、朝鮮半島「冷戦」はなぜ続くのか、②朝鮮半島「冷戦」はなぜ核危機という形で展開されるのかという問題意識の下で、1990年代以降の展開を、1970年代の展開と比較することにより検討するもので、両者に一定の差異は存在するとしても多くの共通点が見だされるとする。1970年代半ばに、北朝鮮は南北平和協定から米朝平和協定に転換し、韓国は米国の対韓防衛関与の不安定化から核開発を模索したが、これは対米カードとしての動きであり、決定的な対立を避けるものであり、その後の首相の交替や米国の対韓軍事協力の政策変更などにより放棄されることになったと分析し、1990年代の北朝鮮の核開発の動きは、南北の経済格差が広がり、北は現状打破的になり、体制維持を動機とするもので、動機は強く制約は弱いものであったとする。この二つの核開発の共通性として対米カードとしてどちらも出てきたもので、北朝鮮は1970年代の韓国をモデルとしたものであり、したがって現在の核問題の解決のためには、北朝鮮に対する安全の保証が必要であるとし、核放棄の意思があるかどうか、対米カードとしてのみならず抑止力として維持しようとしているかもしれない、どう保証するかが問題であるが、2005年の共同宣言で、目標という出口が決定されているので、そのプロセスを進めることであると結論する。

討論者の高原会員は、秋山会員に対し、核軍縮へのアプローチとして、安全保障の側面と道義的規範的なものの中間として、「共通の安全保障」という第三のアプローチは可能かどうか、また核兵器国、同盟国だけでなく、その他の多くの国家、国際機関、NGOも一定の圧力として働くのではないかと質問し、木宮会員に対し、1970年代との比較は興味深く、問題の根本は同盟関係であるという指摘は日本にもあてはまるので、日本でも議論すべきであると述べ、また日朝ピョンヤン宣言がありながらどうして正常化が進まないかと質問し、川崎会員に対し、ノルウェーがNATOの一員でありながら、核兵器の非人道性や核軍縮で進んだコメントをしていることに関し、核兵器禁止条約に対するノルウェーの態度に関して質問した。これらの質問に対する各報告者の応答があった後、会場から、秋山会員に対して、NPT会議に

おけるイスラエルへの対応、核兵器のない世界に向けて日本の政策の変革、米国、中国、北朝鮮の抑止概念の相違、技術がある限り核廃絶は不可能ではないかなどの質問があり、川崎会員に対しては、核軍縮の進展による核の傘の変化、ICNNDの世界センター構想について、核兵器禁止条約への違反への対応につき質問があり、木宮会員には、北朝鮮の指導者交代の影響、第一次核危機と第二次核危機の違い、クリントン訪朝の成果につき質問があり、それぞれ回答があった。

この部会では、一方で核軍縮に向けての多くの前向きな動きがあることが指摘されるとともに、関連するさまざまな課題も広く議論され、核軍縮をめぐる現在の動きの理解が高められたと考えられる。

(黒沢満)

## 部会Ⅱ「植民地暴力の後／跡で言葉を：消された記憶を生き返らせるために」

司会：阿部小涼（琉球大学）

報告

- 1：新城郁夫（琉球大学）「他殺としての自殺：『中屋幸吉遺稿集 名前よ立って歩け』における沖縄と植民地暴力」
- 2：崔真碩（広島大学）「朝鮮人という名乗りが孕むもの」
- 3：テッサ・モーリス＝スズキ（オーストラリア国立大学）「植民地朝鮮と暴力の記憶と忘却」

討論：李静和（成蹊大学）

部会Ⅱでは、植民地暴力のなかで死と向き合いながら紡ぎ出された言葉を手がかりに、国家による主体化が、暴力として顕現すること、それらの事態がどのような歴史性を帯びて現在に至るか、その最中に名前を奪い返すとは、どのような実践であるのか、文学と地域研究を横断する批評的考察が行われた。

新城郁夫は、天折した沖縄の著述者、中屋幸吉の遺稿集『名前よ立って歩け』（三一書房 1972）を手がかりとして、沖縄における植民地暴力の問題を考察した。

中屋の「他殺としての自殺」という言葉を通じて、国家装置による呼びかけ（アルチュセール）は、植民地の暴力においては、応答を禁じる呼びかけとして被植民者の身体に分裂を生起させ、政治的主体性を奪うことを示した。呼びかけ・応答の不可能＝主体化の失敗として、「政治はまだない」と閉塞しつつ暴力を自己の心身に折り込んでしまう中屋の自殺は「他殺」として、他者としての自己に殺される経験として理解されるのである。これに対抗する手がかりもまた、中屋の言葉に埋め込まれている。「私は、世界人であるべきであり、オキナワ人であっては、いけないか。世界をオキナワから見ているいけないか。世界の内部にオキナワがあるとして…。現在に続く植民地主義暴力の沖縄を、国家主権から逸脱する政治的主体化の生成の場所として、思考することが、求められていると論じた。

崔真碩は、2002年9月の日朝首脳会談以後、ウシロカラササレルという身体の緊張のなかで、植民地暴力の痕跡が色濃く刻まれた朝鮮人「チョーセンジン」という名乗りを選びなおした。この自らの経験を踏まえて、名前を奪われ朝鮮人と名付けられたために虐殺され客死

した死者たちと連累することを、「死者を身ごもること」と表現する。しかし、同時に、朝鮮人と名乗ることができない見えない朝鮮人を抱き取ることは可能か。山村政明あるいは梁政明の遺稿集『いのち燃えつきるとも』（大和書房 1971）を再読しつつ、引き裂かれたもうひとりの死者を抱き取ることを可能にする秘密の名前「チョソンサラム」とつぶやくことを求める。

テッサ・モーリス＝スズキは、朝鮮半島をめぐる出来事を中心に置けば、東北アジアの歴史的転換点を三度の契機として指摘できるという。最初は日清・日露戦争の時期に求められ、半島の位置づけがよりよく理解できるように試みに「第1次朝鮮戦争」と名付けてみよう提起する。第2の時期は1945～50年代半ばの、「第2次朝鮮戦争」であり、そして、1980年代から現在、我々は第3の転換点に立っていると指摘した。こうして見ると、現在、併合100年を画する今日、日本に見られる言説はあくまで日韓の問題であって、都合良く日朝の事柄でもあることは忘却されている。世界戦争と言っても過言ではない朝鮮戦争の多くのメモリアルで、半島の市民が経験した暴力が想起されていない。第3の転換点にある現在、過去の危機の記憶と将来への想像力が求められている。

三氏の報告の後、李静和は、大切なことがいかに言われないのか、暴力の身体への折り込みがいかに日常化するかが示された沖縄と朝鮮の報告を受けて、そのような場所で、語られた名前を、そっと捨て、どうやって運ぶかが、問題だと言う。アジアのいろんな場所で死は身体に折り込まれており、私たちは「延長された死」を生きているのだとし、そのことを理解する手がかりとして、

「木綿布ハルモニ」の映像記録を紹介した。濟州島で国家による虐殺を生き残ってしまった老人、顎を砕かれた傷を木綿の布で覆い隠したハルモニ。こうした人びとの傷と出会うための言葉とはどのようなものか。自分のなかから主体を立ち上げるか、ではなく、自分のなかに折り込まれた他者の延長された生を生きる別の言葉が必要だろう、と李は示唆する。

最後に、国家によって埋められた北朝鮮も、地下ではすさまじい連帯が起っていると指摘し、国家、民族、主権などという語を使わなければ、実のところ半島は一度も分断されたことはない、としめくくった。

機材の不調のため、李静和氏が準備していたもうひとつの映像作品の視聴が叶わなかったことは大変残念な

結果であった。会場にも足を運んで下さった制作者の琴仙姫氏と参加者にお詫び申し上げたい。また、本学会は、直野章子氏（九州大学）による報告者への丁寧な呼びかけと問題提起、沖縄や東京の各所で、あるいは一斉送信メールを利用した部会の主旨に関する事前の打ち合わせと情報交換によって実現することが出来た。

国家が抹殺する暴力の痕跡の場所から、「世界の内部にオキナワがあると…」と想像し、秘密の名前「チョンサンラン」を小さな声でつぶやく人びとによって、民衆の凄まじい連帯が絶えることはない。さて、「日本」は、どうだろうか。世界の内部にニホンがあると…。  
(阿部小涼)

## 開催校企画：シンポジウム「世界の周辺から考える：地平の遠く、知識の果て」

司会：小林誠（お茶の水女子大学）

報告

- 1：内海成治（お茶の水女子大学）「伝統的社会における近代教育の位相：マサイの子どもたち」
- 2：足立真理子（お茶の水女子大学）「排除と依存のはざまで：再生産領域のグローバル化の現在を問う」
- 3：井上礼子（パルシク）「紛争と国際社会の役割：スリランカの場合」

討論：熊谷圭知（お茶の水女子大学）、幡谷則子（上智大学）

開催校企画として、シンポジウム「世界の周辺から考える：地平の遠く、知識の果て」が催された。これは、お茶の水女子大学文教育学部グローバル文化学環によって企画されたものである。

グローバリゼーションは、世界各地をさまざまなチャネルを通して一つに結びつけるが、その結びつけ方には一定の様式がある。逆に言えば、様式にそぐわない部分は、グローバリゼーションの過程から排除される。このため、グローバリゼーションのもたらす恩恵と機会からあらかじめ排除された新たな「世界の周辺」が生まれることになる。南北の経済格差の著しい拡大は、そうした排除の端的な例である。こうした周辺部の創出は、何も途上地域にだけに限った話ではない。先進国の内部にもかつてとは異なる排除や貧困が進んでいる。しかしながら、既存の知識は、なかなかこれらの新たな周辺部を捕捉できないでいると言わねばならない。そこでこのシンポジウムでは、グローバリゼーションの中での周辺部の生成を捉え直すことで、もう一つのグローバリゼーションのあり方を模索することを狙いとした。春季研究大会は「核なき世界」をめぐる開催されているが、「核なき世界」への道程は、周辺に立つ人たちの尊厳の回復を伴うものとして構想されなければならないことは言うまでもないだろう。

報告は三つからなり、二名の討論者がついた。司会は小林誠（会員、お茶の水女子大学）が務めた。最初に内海成治（非会員、お茶の水女子大学）が、「伝統的社会における近代教育の位相：マサイの子どもたち」と題して論じた。EFA (Education for All) のキャッチフレーズのもと、伝統的生活様式を今も維持するマサイの村にも近代教育が導入されている。だが、個別の生徒のフローダイアグラム（追跡調査の図表）から見ると、退学、留

年、落第が多く、近代教育が決して成功しているとは言えない。ケニアの近代教育が柔軟性に欠け、マサイ社会と摩擦を起こしていることがわかる。それでも小さな学校が、ソーシャル・セキュリティの保障の一部を担っているとも言えるという。

二つ目の報告は、足立真理子（非会員、お茶の水女子大学）による「排除と依存のはざまで：再生産領域のグローバル化の現在を問う」である。現在、グローバリゼーションは再生産領域にまで及ぼうとしている。そこでは、もともと対人格的な相互依存状況にあるケアが商品化・社会化されようとしている。2009年から日本でも、インドネシア、フィリピンからの看護師・介護福祉士の受け入れが始まった。これに対し東京在住の外国籍エグゼクティブ・ビジネススマンの家庭に雇用されてきたフィリピン人家事労働者は、介護士・介護福祉士としての資格就労への転身という選択を、生き残りの選択肢に入れるようになっている。制度の遅れの中で、三世代にわたる生存戦略が形成されている。

最後の報告は、井上礼子（会員、パルシク）による「紛争と国際社会の役割：スリランカの場合」であった。スリランカでは、2009年5月に政府軍が少数民族タミル人の武装勢力「タミル・イーラム解放の虎」(LTTE)の指導者層を壊滅させ、内戦の勝利宣言を出すことで、26年間続いた紛争が一応収束した。しかし内戦終結前の戦闘は熾烈を極め、多くの民間人が巻き込まれた。内戦終了後も30万人が難民キャンプ生活を余儀なくされ、その後のタミル人の社会的排除の実情からは、和解や紛争解決とはほど遠い現実が見えてくる。

以上の三報告に対し、最初の討論者として立ったのは、熊谷圭知（非会員、お茶の水女子大学）であった。熊谷は、構造的暴力の概念に改めて触れたうえで、三報告そ

れぞれに個々の質問を行った。二人目の討論者は幡谷則子（非会員、上智大学）である。グローバルとローカルの位相の対立と調和という枠組みを提示し、また三者それぞれに質問を行った。

休憩を入れて2時間50分という長い時間割ではあったものの、多岐にわたる大きなテーマを扱った内容の充実した報告と討論のために、討論者の質疑に対する報告者の応答には十分な時間がとれなかったことは残念で

ある。さらに言えば、会場は200人教室であったが、満員に近いほどの聴講者が集まったものの、会場からの意見を聞くいとまもなかった。ただ、今日のグローバルセッションをより精緻に理解し、「核なき世界」への道筋を考えるうえで貴重な示唆を得られたという点では、このシンポジウムの意義を肯定しておきたい。

（小林誠）

## 部会Ⅲ「安保改定50年：核なき世界と『日米同盟』」

司会：油井大三郎（東京女子大学）

報告

- 1：我部政明（琉球大学）「『日米同盟』の再検証：安保、核密約、沖縄」
- 2：島袋純（琉球大学）「日米同盟の変容と沖縄の自治：安保体制から同盟への変化と戦後国体の護持と」
- 3：遠藤誠治（成蹊大学）「〈核なき世界〉と〈戦争なき世界〉：東アジアにおける代替的安全保障への展望」

討論：大津留（北川）智恵子（関西大学）

1960年の日米安保条約改定から50年目にあたる2010年は、米国では「核なき世界」を提唱するオバマ民主党政権、日本では「より対等な日米関係」をめざした鳩山民主党政権の下で迎えることになった。それだけに沖縄の基地縮小や日米安保の見直しが期待されたが、現実には普天間基地の国外・県外移転に失敗した鳩山首相が退陣に追い込まれたように、50年たっても、日米安保の壁の厚さを痛感させられる事態が続いている。

そこで、この部会では、このような事態を克服する道を求めて以下のような報告が行われた。まず我部政明氏（琉球大学）が「日米同盟の再検証：安保、核密約、沖縄」と題した報告を行った。ここでは、日本の安全を米軍に依存する状態を自明のものと受け止め、米国側の要求を満たせない日本の首相に不支持を突きつける日本の世論やマスコミの異常さが指摘された。米軍は自国の防衛だけでなく、グローバルな展開を行っている「特異な軍隊」であるにも拘わらず、日本では日米安保を「二国関係」だけでしかとらえない傾向が強い。核密約の暴露も今後は公然と核搭載艦船の寄港は認める「非核2.5原則」に修正される危険があるが、「核なき世界」が目指されている現在では「非核3原則」を東アジア全体に拡大してゆく努力が大切であると主張された。

続いて、島袋純氏（琉球大学）が「日米同盟の変容と沖縄の自治：安保体制から同盟への変化と戦後国体の護持と」と題した報告を行った。ここでは、戦後日本の特徴は、沖縄に基地を集中させ、憲法よりも米軍特権を優先させる「見せかけの主権国家＝戦後国体」にあり、沖縄の人々は本土の憲法体制に参加することを目指して復帰運動をしたものの、現在でも沖縄が米軍に従属する状態が続いていることが鋭く指摘された。その上で、復帰後の沖縄でも田中角栄型の「利益還元政治」が行われてきたが、それは基地に反対する自治体を差別し、自治を破壊する住民無視の行政であり、沖縄の人々の人権や平和を実現するには憲法の無条件の適用だけでなく、沖縄の分権化の必要性が強調された。

最後に、遠藤誠治氏（成蹊大学）が「核なき世界と戦争

なき世界：東アジアにおける代替的安全保障への展望」と題した報告を行った。ここでは、日米安保の解消には日本人が自立的思考力を回復させて、米軍基地が不要になるような東アジアの地域秩序を構築する必要があること、「安全保障のディレンマ」を回避するにはヨーロッパにおける「信頼醸成」プロセスに学んで、東アジアにおいては人権や民主化などの「人間の安全保障」よりも現状維持を確認する「体制の安全保障」を優先させ、核軍縮などを実現してゆくことが重要であると主張された。

このような3報告を受けて、大津留（北川）智恵子氏（関西大学）が次の諸点をコメントした。1）核廃絶を主張しながら日米安保に固執する米国側を批判し、米国を巻き込んだ議論が必要であること、2）安全保障を日米だけでなく、東アジアの範囲で考えることが重要なのは同感だが、具体的にはどう考えればよいのか、3）沖縄で基地を維持するための「利益還元政治」の導入に対して住民はどう反応したのか、4）東アジアの国家間の信頼醸成を追求する場合に日本社会のあり方（メディアも含め）を議論することが必要ではないか、などの諸点であった。

その上で、フロアからも多数の意見が寄せられた。たとえば、東アジアにおける「体制の安全保障」と「人間の安全保障」をどう関連づけるか、「戦後国体」論では戦後日本本土における反基地運動などをどう位置づけるのか、「安全」の定義を国家や軍にまかせず、国民やNGOが自ら「安全保障」の対案を提起すべき、などの疑問がだされた。最後に、司会の油井から、東アジアにおける「信頼醸成」にはNGO間の国境を越えた対話の構築が重要であること、また、東アジアの特殊性としての朝鮮や台湾における「分断国家」の存在が重要で、「現状維持」に基づく「体制の安全保障」を優先させる場合、この「分断国家」の克服をどう扱うのか、など今後の検討課題が指摘され、盛会のうちに部会は終了した。

（油井大三郎）

## 自由論題部会

司会：上村雄彦（横浜市立大学）

## 報告

1：西村謙一（大阪大学）「発展途上国の環境ガバナンスと企業」

2：古澤嘉朗（広島大学大学院）「平和構築における『警察』と『警察活動』の乖離：シエラレオネの警察改革支援を事例に」

討論：栗田英幸（愛媛大学）、山根達郎（広島大学）

現在、平和構築、環境、開発などさまざまな分野で、そして組織、地方自治体、政府、国際機関などあらゆるレベルで、ガバナンス（取り急ぎ、ここでは「多様なアクターによる共治」としておく）の重要性が説かれている。地球規模の課題が効果的に解決され、持続可能な世界を創造できるかどうかは、まさにこのガバナンスに鍵があるといっても、過言ではないであろう。

本部会は、広く言えば、このガバナンスを扱う部会であった。西村謙一会員（大阪大学）はフィリピンを舞台に展開されている環境ガバナンス、古澤嘉朗会員（広島大学大学院）はシエラレオネにおける警察改革という観点から平和（構築）のガバナンスを報告し、コメントーターを交えて、会場との活発な議論が行われた。

まず、西村会員は「発展途上国の環境ガバナンスと企業」というテーマで、フィリピンにおいて自治体を中心に、民間企業や NGO を含めた協調的ネットワークによる環境政策の実施をめざす「東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）」が進める統合沿岸管理（ICM）に関する発題を行った。同会員は、①PEMSEA が推進する ICM の経緯、②参加アクター、③企業がなぜ ICM に参加するのかという点について報告を行い、とりわけ③について詳細な分析を行った。その上で、このようなガバナンスに企業が効果的に参加するためには、①企業が地域社会の「内部」に取り込まれていること、②企業の内部に「公共の利益」の実現に専門的に取り組む人材がいることとの結論を導いた。

これに対して、栗田英幸会員（愛媛大学）は、途上国において企業が効果的に環境ガバナンスに参加している事例は限られているので、その意味では希望のある報告であるとのコメントを行った。その上で、NGO が担っている役割、意思決定とアカウンタビリティの問題、ガバナンスの成功・失敗の基準などを疑問点として取り上げたうえで、とりわけフィリピンで強くみられる伝統的なパトロンクライアント関係が、企業や漁民たちが参加する効果的な環境ガバナンスにどう影響を与えているのか／いないのかということについて、質問を投げかけた。

西村会員の答えは、漁民は ICM 導入以前から組織化されており、公的規定を基盤として発言も強化されてきたが、組織化が自主的か、パトロンクライアント関係によるものか不明であるというものであった。

その他フロアからは、企業が環境ガバナンスに参加する誘因や ICM を進める自治体の職員はその土地の住民なのか、それとも外部者なのかという質問などが挙がった。自治体の職員はその地の住民であること、企業が環境ガバナンスに参加する理由はさまざまであるが、効果的な参加のためには、上述の 2 点が鍵になるとの応

答があった。

続いて、古澤会員は「平和構築における『警察』と『警察活動』の乖離—シエラレオネの警察改革支援を事例に—」というタイトルで、とりわけシエラレオネの警察改革支援の沿革と改革に対する評価が分かれていること、さらに、なぜ評価が分かれ、それが意味していることについて、報告を行った。

シエラレオネの警察改革は大きく 2 期に分かれる。第 1 期（1998 年—2002 年）はイギリス主導の警察改革で、組織改革が断行され、人材育成が積極的に行われた。これにより、警察の体質改善が行われ、さらに即効性のある支援を組み合わせ、警察のシエラレオネ化に大きく貢献することとなった。第 2 期（2002 年—2005 年）は国連 PKO の出口戦略としての警察改革であり、PKO の撤退に伴って、シエラレオネ警察隊（SLP）の規模を 9,500 人まで上げることが目標とされ、その目標は達成された。さらに、SLP は全国に展開されることとなった。

この警察改革について、「達成できた成果は評価できる」との評価と、「改革は評価できない」との評価に分かれた。古澤会員はこの相異なる評価について、評価する側は 9,500 人という数値目標を達成できたことを評価しており、他方、評価しないものは「警察と国軍以外のアクターが、国内秩序の維持に依然として貢献している」とし、SLP が国内における正当な暴力の行使を独占していないことに重点を置いていたと分析している。

そして、警察と警察活動を区別したうえで、より現実的に即した治安という公共財の受益者に配慮した改革の姿は非国家主体も参加した多元的かつ補完的秩序ではないかとの問いかけを行い、警察改革の一つの切り口に、平和構築に関する政策議論で主流になりつつある「国家建設」に対して疑問を呈した。

この報告に対し、山根達郎会員（広島大学）は、まず民主的警察活動というが、民主化は大きな困難を伴うとの指摘を行い、次に 1990 年代までイギリスが大きな権限を有したシエラレオネの特殊性、そして非国家主体は警察活動という公的な課題に関与すべきなのかどうか、つまりシエラレオネにはどれだけ信頼できる市民社会組織があるのか、「悪い」NGO をいかに管理するのか、「公と私」が混在する多元的な警察でよいのかという問いを投げかけた。

古澤会員は、民主的警察活動の鍵は監査であり、内部監査機関はすでに設立されている一方で、外部監査機関ができていないこと、「公と私」の概念は西洋的であり、アフリカでは多様であること、とはいえ民間警備では限界があるだろうとの応答を行った。

会場からは、警察改革の以前と改革後で現地の人々の

警察に対する見方は変わったのか、一口に警察活動といっても、治安部門と司法・裁判部門に分かれ、後者に関しては民間は担うべきではないのではないかという質問やコメントが挙がった。

これらに対し、警察改革の成果に関する現地住民は「以前よりも良くなったが、いまだに腐敗の問題は残っている」という反応を示していること、後者のコメントについては賛成であるとの応答が行われた。

今回の中心テーマの一角を占めたガヴァナンスにつ

いては、理論的にもまだ錯綜状態にある。そのような中で、具体的な現実の事例研究を豊富に進めることで、理論にフィードバックさせる必要に迫られている。その意味で、今回の二つの報告は、フィリピンの環境政策や企業のあり方、シエラレオネの警察改革のあり方という個別のテーマを超えて、ガヴァナンス研究に大きく貢献している貴重な報告であったと思われる。

(上村雄彦)

## 部会IV「貧困と平和：〈核なき世界〉からこぼれ落ちるもの」

司会：栗原彬（立命館大学）

報告

1：湯浅誠（自立生活サポートセンター・もやい）「貧困と平和：日本の現状」

2：橋本健二（武蔵大学）「見過ごされた格差と貧困：階級論の視点から」

3：岩川直樹（埼玉大学）「子どもの貧困と平和」

討論：ロニー・アレキサンダー（神戸大学）

〈核なき世界〉が直ちに平和な世界とは言えない。部会IVは、平和な世界を考えるにあたって、構造的暴力としての貧困の問題に焦点を置いて、日本の事例について探求する。

今日、貧困はグローバルな問題である。日本政府が2009年に発表した日本の相対的貧困率は15.7%で、OECD加盟国30カ国中4位だった。子どもの貧困率14%、高齢者21%、ひとり親家庭59%で、いずれもOECD平均を大きく上回っている。

貧困の拡大の要因は、労働の非正規雇用化、雇用の不安定化とともに、優勝劣敗の市場原理主義と自己責任論を含む新自由主義の政治に求められる。貧困とそれに伴う社会的排除は、市民社会内に起った問題であって、市民の誰にも起り得ることである。

本部会では、貧困と社会的排除の現状をどのように捉え、また市民がこの問題とどのように取り組むべきかを検討する。

湯浅誠さんは、社会のセイフティー・ネットが次々と破綻して、人々が貧困へとすべり落ちていく日本社会をすべり台社会と呼ぶ。すべり台は、子どもの貧困に始まる。非正規雇用切り・派遣切りになれば、食と住を失う。しかも、日本の雇用保険のカバー率は失業者全体の23%。最後のセイフティー・ネットである生活保護の受給率は、生活保護が必要な人の2割にとどまる。雇用保険と生活保護の機能不全は明らかである。

貧困は、低所得にとどまらず、社会的排除による孤立を含んでいる。セイフティー・ネットの機能不全の下で、労働条件についてノーと言えない労働者、非正規切りに見る労働市場の劣化、貧困の更なる強化といった貧困のスパイラルが現出する。

貧困対策としては、セイフティー・ネットの階段をつくる必要がある。住宅と教育、労働の正規化・派遣切りの防止、雇用保険と生活保護の強化。すべり台社会を持続可能な社会に組み替えていくことが求められる。

橋本健二さんは、格差拡大が1980年頃に始まったのに、その発見がなぜ遅れたかと問うて、その最大の原因を「一億総中流」という誤った認識が広く浸透して

いたことに求める。その背景に、格差の構造を質的差異のない人々の間の量的差異の構造と捉える社会階層論の方法論の問題があったことを指摘する。階級という視点を導入すれば、貧困は、階級によって異なる現れ方をする。貧困率が9.0%と底に達した1975年の時点でも、新中間階級の貧困率1.0%、労働者階級8.6%、自営業者層11.2%、農民層19.6%と階級差が大きく、また労働者階級の内部でも大企業・官公庁の3.8%に対して、小零細企業は15.2%と規模間格差が大きかった。労働条件における格差は更に深刻だった。格差拡大は女性から始まったが、その背景に非正規労働の拡大があった。

岩川直樹さんは、子どもの貧困の問題を、「貧困をつくる文化」から「貧困をなくす文化」への実践の編み直しの問題として設定する。すなわち、能力や規律の欠如と見なされている子どもの状況に、子どもの「傷つき」を見るケアリングなまなざしに転換すべきだという。この場合の「傷つき」は、子どもの内面にとどまらず、からだ、場、社会関係の織物にわたる「傷つき」である。

子どもの貧困とは、単に経済的剥奪を意味しない。子どもは、社会的つながりからの複合的剥奪を経験するとともに、ライフサイクルに沿って「傷つき」を重層化させる。「貧困をつくる文化」は、個体還元的なまなざし、尺度準拠的なまなざし、スキル主義的なまなざしによって構成されており、子どもの重層的な「傷つき」を見えないようにする。したがって「貧困をなくす文化」への編み直しは、これらの制度化されたまなざしをケアリングなそれへ反転させる対面実践と言説実践と制度実践の連携の中で行われなければならない。

コメンテーターのロニー・アレキサンダーさんは、平和研究の重要な主題として貧困の問題が取り上げられたことを評価したい、という。核体制、金融危機、伝染病予防といった統治的な主題も重要だが、市民主体の平和研究は、住居、労働、健康、教育といった基本的な機会から排除された多くの人々をどうするかという問題に想像力と構想力をもって積極的に取り組んでいきたい。更に、貧困の問題を人間の安全保障の問題として考えると同時に、広く生命系の安全保障ということも視野

に入れていきたい。

司会の栗原彬は、会場からの多様な質問を3点に集約し直して、凡そ以下のような報告者たちの再論を得た。3つの論点は、いわば質問者たちと報告者たちが協同で織り上げた平和研究へのメッセージである。

第1に、市民は、平和を求めるならば、市民活動によって貧困の問題と積極的に取り組むべきである。人々に呼びかけ、取り組みの場を増やし、人と人とのつながりをつくり、社会の連体観を復元し、世論によって政治を動かすこと。

第2に、シングルマザーの問題やパートタイム労働を含む女性の貧困、それに連動する子どもと若者の貧困など、不可視化された貧困の領域を、それを隠す原因やイデオロギーとともに、可視化していく必要がある。

第3に、市民と行政は、貧困対策をめぐって、ホームレスへの自立・居住支援のように、地域社会でできることがある一方、世界の貧しい人々への支援の義務もあるのではないか。ローカルな可能性はグローバルな可能性に通底している。

(栗原彬)

## 分科会報告

### 難民・強制移動民研究

司会：小泉康一（大東文化大学）

報告：佐竹眞明（名古屋学院大学）「東海地域の外国籍住民と多文化共生論」

討論：若月章（新潟県立大学）

この分科会は、難民・強制移動民を核にして人の国際移動を分析・研究し、論じているが、その一方人々の移動は、近年益々、複雑化し、多様な形態をとっている。つまり「難民」と「移民」とは、多分に重なり合っている。本分科会では、「難民と移民」という単純な二分法は排するが、性格上の違いの説明から、便宜的に二つに分けている。それゆえ、この分科会での移民研究者の発表は大歓迎であり、今回は手始めとして、いわゆる移民側（より移民性が強い）からの発表をいただいた。

本報告では、まず東海地域での外国籍者の概況と実態が手際よく紹介された後、「多文化共生」の概念の歴史的経緯と同概念に関わる論点が簡潔に述べられた。

報告者によれば、日本在住の外国人登録者数は、221万人（2008年現在）で過去33年のうちに約3倍に増えた。人数順では、中国人66万人、韓国・朝鮮人59万人、ブラジル人31万人、フィリピン人21万人、ペルー人6万人となっている。戦前から日本で生活する朝鮮半島出身者、台湾人とその子孫は、オールドカマー（旧来外国人）、1990年代から増えた中国人その他は、ニューカマー（新来外国人）として区別される。1990年代の入管法改正による南米日系人の増加と、国際結婚の増加がその理由である。

そのうち、愛知、岐阜、三重、静岡の東海4県には計40万人をこえる外国人登録者が居住する。中でもブラジル人が多く、愛知県では全国最多の8万人が住んでいる。地域には、自動車、オートバイ、楽器などの製造業が多いためだが、次第に滞在が長期化し、永住している。

次に、報告は「多文化共生」の歴史的経緯と概念の説明に移った。詳細は省略するが、「多文化共生」という概念がメジャーになったのは、総務省が2006年「地域における多文化共生プラン」を公表、各自治体に指針、計画策定を指示したことによる。その後、各自治体では指針や計画作りが加速した。この概念は、自治体の政策上の概念だったことがわかる。

続いて、報告者は多文化共生という概念については、「文化」という表現は抽象的であり、文化という言葉に代えて、「民族」とした方が具体的に人の顔が見えて、権利や差別が見えやすいと用語の変更を主張する。また

文化の重視、尊重は大切ではあるが、共生モデルはブラジル人の不平等な就労に明らかのように、根底にある政治的、経済的な問題を隠し、格差を是認する怖れがあることを指摘した。他方、施策の面では、前記「総務省プラン」は地方公務員の採用・任用での国籍条項の撤廃、地方参政権の問題には触れていない。多文化共生が想定されるのはニューカマーであり、オールドカマーは対象から外されている。報告者は川崎市の例をあげつつ、自治体レベルでの力の限界を指摘し、国家の関与の必要性を語った。報告では、2009年1月、内閣府に「定住外国人施策推進室」が設置されたが、対象は定住外国人であり、オールドカマーは含まれていない。最後に報告者は、内閣府に多文化共生局、ないしそれに準ずる独立省庁設立の議論に言及した上で、外国人基本法、民族差別撤廃法の制定も検討課題だと述べた。

討論者の若月会員は、自らに関与する「新潟市外国籍市民懇談会」の経験を踏まえ、新潟地域の外国籍住民と多文化共生論を報告した。同会員は、「朝日新聞社による〈日本の今とこれから〉全国世論調査実施結果」（2010年6月）によれば、「将来、少子化が続いて人口が減り、経済の規模を維持できなくなった場合、外国からの移民を幅広く受け入れることに賛成ですか、反対ですか」に賛成(26%)、反対(65%)と日本人の意識の現状を述べた後、新潟県内の外国人登録者数は約1万5000人だが、地元の人々の外国人への関心はそれほど高くないことを報告した。国籍別では、人数順は前記の全国傾向とほぼ同じだが、地域がら、ロシア国籍の人々、中古車販売に携わるパキスタン国籍の人々が目立つ。以下、報告の特徴的な点を簡略化すると、①地元では拉致問題への強い反対感情があり、新潟朝鮮学校に厳しい目があること、②北東アジア情勢次第で人々の外国人への意識が影響を受けること、③新潟には新潟特有の状況があるように、自治体それぞれで状況が異なること、④国は問題を自治体まかせにしないで改善への施策を打ち出すことが必要だ、とコメントした。

フロアーの新垣会員からは、豪の場合、白豪主義を捨てアジアから移民・難民を受け入れたのは、人道主義というものではなく、既に国内に人々が入って来ている（内的要因）と国際的な人権規範遵守の強い要請（外的



要因)があったためだが、日本の場合、同じ状況があると思うが、事態に改善がみられないのはなぜか。斉藤会員から、自治体の相談窓口で、タイ語など少数言語でのサービスが受けられないのはなぜか。外国人に対して厚生労働省と総務省などの連携が弱いのではないか、などが問題点としてあげられた。

参加者の間からは、言葉の厳密な使い方が必要ではないかという意見が再三述べられた。というのも、多文化

共生と言う用語は、もともと国が政策的必要で作りに出たものであり、厳密に学問上の分析から生み出されたものではない。用語の学問的な適切さを問うことなく、安易にその用語に依拠して論を進めることはできない。多文化共生は、言葉の美しさや口あたりの良さとは別に、今後とも学問的用语として十分に精査される必要がある。

(小泉康一)

## 戦争と空爆問題

司会：一瀬敬一郎（弁護士）

報告：内藤光博（専修大学）「空襲被害と平和的生存権：戦争被害に対する憲法的補償の法理について」

今年度は内藤光博氏（専修大学法学部）より「空襲被害と平和的生存権—戦争被害に対する憲法的補償の法理について」と題するご報告をいただいた。

「名古屋空襲訴訟」における1987年の最高裁判決は、いわゆる「戦争被害受忍論」を用いて、空襲被害者の救済は憲法上求められておらず、もっぱら国会の立法裁量によるものとした。これに対し2009年の「東京大空襲訴訟」東京地裁判決は、「戦争被害受忍論」を展開しない一方で、「一般戦争被害者にまで視野を広げた場合、被害を受けたのが、原告ら東京大空襲の一般被災者だけではない」として、戦争被害を相対化するとともに、広範な立法裁量を認めることにより、結果として「戦争被害受忍論」と同様の効果を生み出しているといえる。

以上のような空襲被害者に対する法的救済を拒む裁判所の態度に対して、憲法前文の規範的内容、とりわけ「平和的生存権」の保障は、日本が植民地支配や戦争により朝鮮や中国（台湾）やその他アジアの人々に多大な被害をもたらしたことへの反省の上に立ち、被害回復責任として、過去の犠牲者への謝罪と補償を行うべきことを要請しているとみるべきであり、平和的生存権に基づき、国内外の空襲被害をはじめとするすべての一般市民の戦争被害者の生存権の侵害に対する被害回復措置を講ずる責任が、日本政府に課されているものと考えられる。

## 琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和

司会：竹尾茂樹（明治学院大学）

報告：尾立要子（神戸大学）『『海外県』エメ・セゼール：島嶼の脱植民地化をめぐる考察から』

報告：松島泰勝（龍谷大学）「琉球・太平洋諸島における開発と平和」

討論：勝俣誠（明治学院大学）、竹峰誠一郎（三重大学協力研究員）

「小さな島」にとって、脱植民地化とはなにか。

尾立報告では、フランス海外領土が独立して主権国家を確立することが、脱植民地化と言えるのかどうかという問題意識に基づいて行われた。フランスの海外県であるカリブ海のマルティニークは独立も自治領となることも望まない。2010年1月10日と24日、カリブ海小アンティル諸島のマルティニークと南米大陸のギアナで行われたレフェレンダムでは、2海外県・州のフランス市民は、投票を通じて「海外県」へのこだわりを表明し、集団として自治領には向かわない意見を示した。つまり、2010年1月に実施された住民投票においてマルティニークの市民は集団として自治領に向かわないとの立場を明確にしたのであり、主権国家として独立を求めな

かによってなされるのかという問題、またその調査の意義、6月16日に成立した「戦後強制抑留者特別措置法（シベリア特措法）」の問題点などについて議論があり、その後「戦争被害受忍論（受忍論）」をめぐって今日軍事基地受忍論とでも呼べるものが広がっているのではないかとの発言や、「受忍論」を克服することはどのように可能なのかとの発言、ヨーロッパでは自国の民間人の戦災に対して補償してきたが、日本ではそうした事情が知られていなかったのではないかとの発言、空襲被害は相手の違法行為による被害なのだから、基本的には損害賠償請求ということになり、そもそも「受忍論」が成り立つのかなどの発言があった。

最後にコメンテーターの一瀬敬一郎弁護士から、中国の人びとから提訴されている重慶大爆撃訴訟との関係から発言があり、報告者が日本国憲法前文の平和的生存権に着目して戦争により被害を受けた人の権利回復を考えたいとした点を重慶大爆撃訴訟にどう取り込んでいけるのか、ヨーロッパ、特にドイツにおける空爆被害に関する立法解決の内容を詳細に把握すること、対中爆撃についての加害側と被害者側双方から調査を深めることなどが課題である旨の発言があった。

(伊香俊哉)

だったのである。独立することで本国からの経済的支援がなくなり、内政上、経済運営上の負担も増加することが予想される。また尾立報告では第一に、フランス海外領土政策、DOM-TOMをめぐる改革の意味を考え、第二に、海外県の改編過程において、黒人詩人・政治家として知られるエメ・セゼール[Aimé Césaire: 1913-2008]が果たした役割について論じた。エメ・セゼール自身が関わったフランス海外県整備の過程をみると、フランス共和主義原理において、マルティニークの事例は周辺からの共和主義の展開であるといえる。尾立報告に対し、勝俣は、アフリカとマルティニークの事例を比較しながら、「ネグリチュード」がエスニスティーにこだわるのではなく、「闘争の道具」として考えられてきたこと

の重要性を改めて指摘した。また島嶼地域が国民国家として独立すること、その島嶼性との関係性を改めて問うことの意味を提起した。

松島報告では、「振興開発の軍事化」が進行する琉球の開発と平和との関係について、太平洋諸島の中でも琉球と類似の開発・軍事関係構造を有するグアム、ミクロネシア諸島の事例と比較しながら論じた。長期にわたって、琉球住民が拒否する過重な基地負担を押し付けることは、日本政府・多数派日本国民による琉球に対する差別であるといえる。琉球に基地を押し付けて、「日本本土内の平和と繁栄」を実現するための手段として機能している振興開発が、「琉球の平和」に対して有する意味について考察した。つまり、琉球・太平洋諸島の軍事基地を確保するための手段と化しているのが振興開発であるといえる。政治、経済、軍事を一体化させた形で島嶼における植民地支配が進められている。沖縄、グアム、ミクロネシアにおける「振興開発の軍事化」のように、島嶼において開発と平和は切り離して考察することはできない。脱基地のためにも脱開発の議論が必要となる。本来、振興開発と基地とは個別に検討すべきものであるが、基地の保持・軍事権の確保という目的のために振興開発を手段化することにより、開発の内容や目的自身も歪められ、経済自立を実現できず、開発への依存性が増し、開発実施側の支配権力を強化することにつながった。

## 平和と芸術

司会：宿谷晃弘（東京学芸大学）

報告：岡村幸宣（原爆の図丸木美術館学芸員）「《原爆の図》のある空間から：丸木美術館で考える芸術と平和」

討論：杉浦幸子（京都造形芸術大学／世界アーティストサミット、コーディネーター）

2009 年秋当分科会においては、「平和博物館研究の場をめざして」というテーマを設け、二種類の報告が行われた。これを受けて、2010 年春の今回は、原爆の図 丸木美術館 学芸員の岡村幸宣氏による、平和博物館という現場での体験を中心に報告が行われた。

原爆の図 丸木美術館は、原爆投下後の広島の様状を描いた丸木位里・丸木俊夫夫妻の共同制作《原爆の図》を展示する目的で 1967 年に建てられ、今も活動を続けている。岡村氏が丸木美術館に勤務することになったきっかけは、学生時に行った博物館実習であった。実情を知る機会の少ない小美術館に興味を持ち、丸木美術館で実習を行ったという。その機会に、人間のつながりによって運営されている美術館のあり方を知った。その後、ヨーロッパを自転車で行った際に、地方の小美術館が文化を支えているという豊かさに心を打たれた。日本の美術館は交通の利便性や快適な環境が重視されるが、文化とは本来、それぞれの土地に生きる人間の生活から自然に発生するものであり、「現場性」にも注目する必要がある。そう思ったとき、丸木美術館で働く決意が固まったという。

現在という時代は、財政難のため小美術館が運営の危機にさらされる時代である。しかし、中央の大美術館が発信する情報に文化的価値観が一元化されることには危機感を覚える。むしろ異なる背景を持つ人への理解や共感を深めるという多様性が育まれるためには、小美術館の独自性のある活動こそ重視されなければならない

最後に松島は、日本政府、多数派日本国民が「日本本土の平和」を実現するために、「受け入れたくない」米軍基地を琉球に押しつけ、「琉球の平和」を犠牲にするという、現代の琉球差別を止めるべきために、「琉球自治共和国連邦独立」の可能性について問題提起を行った。松島報告に対し、竹峰は、ミクロネシア諸国における開発と米軍基地との関係について論じた後、自由連合国における「独立性」、島嶼における内発的発展の重要性について指摘した。

尾立、松島報告に対して、会場から多面的な視点から質疑、応答がなされた。フランスの海外県であるカリブ海のマルティニークはなぜ独立も自治領化も目指さないのか。他方で、太平洋島嶼は人口や面積が小規模であり、広大な太平洋において分散しているにも関わらず独立し、琉球でも自治・独立運動が展開されているという、島嶼における植民地支配に対する対照的な対応の仕方が明らかになった分科会であった。島嶼がおかれた歴史的、社会的、文化的背景の違いがその要因として考えられるが、今後とも、本分科会では、島嶼国及び地域における平和、自治・独立・自立運動、開発等における多様なあり方を比較検討して、島嶼が抱える諸問題の分析とともに、問題解決のための具体的な方法についても積極的に議論していきたい。

（松島泰勝）

だろう。

丸木美術館で働くようになって感じたことは、公共の“場”の意味であった。丸木夫妻の周囲には多くの人が自由に入出入りする雰囲気があり、平和運動家や芸術的関心のある人、単なる友人・知人など、多様な背景を持つ人が共同で美術館という“場”を支え、育てていった。ここに来れば時間がゆっくり流れ、人間らしく生きることができる“場”。人間が人間に対しどうあるべきか、他者を受け入れるとはどういうことかを考える“場”。もちろん、誰もが同じ方向を見ているわけではなく、多様な人が集まれば常に問題は起こり続ける。しかし、岡村氏は、困難に向き合いながら粘り強く相互理解の努力を続ける繰り返しが“平和”の真の姿なのだと、肌身に感じるようになった。

《原爆の図》には、無数の原爆体験者の痛みや記憶が注ぎ込まれている。制作から 60 年を経た今もお、人間的な感覚を通して戦争の記憶を伝え残す作品として重要な意味を持ち続ける。その存在の大きさは、来館者のほとんどが常設の《原爆の図》を観るために来ることから感じられる。また一方では、しかし、それほど重要な作品であるために、絵を観る視点が硬直しがちになるという問題を抱えていることは忘れてはならない。《原爆の図》が受容され続けるには、従来の言説を継承しつつも、絶えず変化する時代や環境の中で、新たな世代の心にも響く新鮮な視点を提示し続けることが必要だろう。

そうした問題を踏まえて、丸木美術館では企画展として《原爆の図》を現代に結びつけながら展開していく試みを行っている。「OKINAWA：つなぎとめる記憶のために」（2010年4月17日～7月10日）は、地上戦や米軍基地などの苦痛を強いられてきた沖縄の記憶を、芸術を通して再考するという企画であり、好評を博した。

芸術は、直接的に社会を変えることはできないが、偏見や権威にまどわされずに社会を見つめる自立した心を育てることはできる。丸木美術館が芸術を通して平和を考える“場”となり、訪れた人が世界中に生きる人びとのよるこびや悲しみ、怒りなどの感情を感じる心を育むことができるような活動を、今後も続けていきたいと岡村氏は考えている。

報告に続いて、杉浦幸子氏による討論がなされた。「ギャラリー・エデュケイター」であり、現在は芸術大学に勤務する

杉浦氏は、芸術を鑑賞する側としての視点について、美術館・博物館という場について、作者が亡くなったあとの作品との関わり方について等、多岐に渡る論点や感想を提供した。また、15名の参加者による活発な議論が引き続き行われた。

今回の分科会は、前回に続き、平和博物館の研究と実践から学ぶ場として、貴重な場となったことと考える。平和・芸術・ミュージアムのつながりを、今後も設けていきたいと願っている。

平和と芸術分科会では、幅広く多様な内容・形式の報告・発表を歓迎します。報告希望者は責任者の奥本京子まで、電子メール [okumoto@wilmina.ac.jp](mailto:okumoto@wilmina.ac.jp) にてご連絡下さい。

(奥本京子)

## 東南アジア

司会：大橋正明（恵泉女学園大）

報告：木村真希子（明治学院大国際平和研究所助手、市民外交センター）「民族紛争と森林破壊：インド・アッサム州ボド先住民族の事例より」

報告：日下部尚徳（大阪大大学院人間科学研究科博士後期課程、日本学術振興会特別研究員）「バングラディッシュにおけるテロリズムとクーデター：BDR（国境警備隊）による国軍兵士虐殺事件を事例に」

報告：小川礼子（九州大）「グローバル化するケア労働：経済連携協定による東南アジアからの看護師・介護福祉士の国際移動を中心に」

討論：アガスティン・サリ（上智大）

今回は以下、3名の会員が発表した。木村真希子会員の報告「民族紛争と森林破壊：インド・アッサム州ボド先住民族の事例より」は、環境保護の観点からすると、森林保護と先住民族・地域住民の権利については、（1）環境保護のためには国家が先住民や地域住民の森林の使用権を制限すべきである、（2）先住民族・地域住民の権利を尊重することが、結果として環境保護になる、という2つの対立する論点があげられる。そこで、木村会員はアッサム州のボド先住民族らが人口増加と土地不足から選挙するようになったパリバラ保留林を調査し、森林伐採が深刻化する要因は、先住民の不法占拠や民族紛争だけでなく、違法伐採をおこなう民間業者や政治家、官僚の問題が根深く対応が必要であることを指摘した。その上で、先住民族の不法占拠については、移民・土地問題・自治権など総合的に対処してゆくべきであることを述べた。

日下部尚徳会員は2009年2月25日にバングラディッシュの首都ダッカで起きた、バングラディッシュ国境警備隊（BDR）は国軍との待遇格差是正とPKO派遣要員規定の見直しを要求して、国軍兵士虐殺事件を起こした。日下部会員はこの問題の発生と要因をテロとクーデターの双方の観点から分析した。バングラディッシュでは1991年の民主化以降、国軍が政治介入に消極的であった。それは、PKO参加による経済恩恵が大きかったからだと考えられる。しかし、今回はその恩恵を受けなかったBDRが引き起こした事件であることから、今後も国軍やその他の準軍事的組織も暴力手段を用いて政治に干渉する可能性を示している。一方、テロの観点からすると、今回の事件はイスラーム主義の深化と解釈でき

る。今日のバングラディッシュ社会では、中東の出稼ぎから帰国して自らのイスラーム主義を覚醒させる者や、イスラーム主義教育の寺子屋であるマドラサの数も増加し、武装主義組織も拡大しつつある。このことから、バングラディッシュが「テロとの戦い」の次なる主戦場となりうる可能性もあることを示唆した。

小川玲子会員は、フィリピンとインドネシアとの間で締結された経済連携協定（EPA）によってもたらされた日本におけるケアのグローバル化の課題を、外国人候補者と受け入れ機関の視点から報告した。候補者の受け入れは少子高齢社会へ向けた社会実験と位置づけられ、看護や介護職の人手不足を解消するためのものではない。実際、候補者の斡旋費、渡航費、研修費など1人あたり300万円がODAから支出されている。このコストを将来的には誰が負担するのかが課題となる。台湾のように、移住のプロセスをすべて民間に委ねると、人権侵害を引き起こす可能性がある。また、専門性において異なる看護師と介護福祉士が同一の枠組みで実施されていることの問題も指摘された。また、送り出し国にとって頭脳流出とならないための制度をどのように設計し、グローバルなジェンダー再配置の問題をどのように克服してゆくかという課題が提起された。討論者からは、インドの他地域の森林伐採との比較や、バングラの今回の事件は社会全体の矛盾の表象として捉えることの重要性、フィリピンやインドネシアと日本にとって公正で公平なケアの分配システムを構築することの必要性が指摘された他、多くのコメントが寄せられ、活発な議論が交わされた。

(堀芳枝)

## 環境・平和

【1日目】司会：宮寺卓（立教大学）

報告：白川真澄（『ピープルズプラン』編集長）「脱成長の経済：成長がなければ雇用と生活は守れないのか？」

ラウンドテーブル討論：鶴田雅英（PP研）、平井朗（立教大学）、古沢広裕（國學院大学）

【2日目】司会：嶋原敦子（環境・平和研究会共同代表）

報告：林公則（日本学術振興会特別研究員）「地位協定の環境条項をめぐる韓米の動き：主に返還米軍基地の汚染除去問題について」

討論：蓮井誠一郎（茨城大学）

環境・平和分科会では、2日間にわたって分科会を開催した。

1日目の白川真澄氏による報告ではまず、鳩山政権成立後の経済成長に関する論争が整理された。鳩山政権の政策には成長戦略が無いということが批判され、それに対応して「新成長戦略」を発表し、年平均3%（名目）の経済成長を目指すことが掲げられた。これに対し、報告ではなぜ経済成長が必要なのかという根本的な疑問が投げかけられた。一般的に言われるのは、労働生産性の伸び率が年2〜2.5%であるので、成長なしでは失業が増大する、というものである。それに対して、労働時間の減少、ワークシェアリングによって分かち合う可能性が提起された。さらに、1990年代からのこの20年間で名目GDPは全く伸びておらず、特に小泉政権下での経済成長では、2%程度の成長が見られたにもかかわらず労働者の可処分所得は低下しており、企業の収益増大が家計の所得増大に結びつくというトリックル・ダウン仮説は崩壊していると指摘された。

次に金融危機後の経済発展の二つのシナリオが紹介された。一つは新興国市場を標的とした輸出主導型の経済発展を狙うシナリオである。もう一つは市場の働きを限定し、ローカルな循環型経済の再生・発展を基礎とする、ゼロないしマイナス成長でありながら雇用と生活を保障する経済の仕組みを目指す、脱成長経済のシナリオである。この脱成長の経済とは、①地産・地消をベースとして経済活動を自然生態系の中に組み入れ直し、②労働時間を短縮し、③税の累進課税の強化により公平さを増し、④グローバル化に対抗し、国境を越えた金融と資本取引を制限していくものである。

白川報告に対し、3人の討論者からさまざまな論点が提出された。モノの消費の増大を伴わない成長はあるのか、賃金が下がる中でどのようにしたら幸せに生きられるのか、イヴァン・イリイチのいう「サブシステム」の重要性が増すのではないかと、人間の欲望をどう捉えるのか、成長無くして資本主義は成立するのか、資本主義の拡大再生産の仕組みをどう捉えるのか、社会運動との関連でどう考えたらよいか、等である。

全体討論に入る前に司会者から、①個人の幸せや生き方の問題、②社会制度の問題（社会保障かワークシェアか）、③世界市場における競争との関連、④資本主義をどう見るか、以上の4つのレベルを区別して議論すべしという交通整理が行われた。これは理論的にレベルの異なる問題を区別しないで議論することによる混乱を案じたためであったが、当然のことながら、そのような指図に従うような参加者ではなく、以後の全体討論ではそれぞれが言いたいことを言う方式となった。そこで発言

内容を要約することは不可能であるが、興味深い発言として、件の「新成長戦略」の策定に関わる内情の報告があり、脱成長路線やそもそも経済成長が続けられるのかという根本的な論点も、検討されていたとのことである。また、話が前後するが、分科会冒頭にてフランスのラトゥーシュの『経済成長なき社会発展は可能か？』の翻訳を手がけた会員からの案内もあり、「脱成長」に関わる議論が高まっていることが感じられる分科会となった。

2日目の分科会では、林公則会員からの報告をもとに議論が行われた。

林会員の報告では、韓国における返還米軍基地の汚染問題をめぐり、重要な地位協定の改定を実現してきた韓国の動きを明らかにしつつ、日本が同種の問題に取り組む際の課題などが示された。

韓米間では、2003年「環境情報の共有及びアクセスの手続き」（付属書A）が合意され、韓国の返還予定基地内の汚染については、米国が自身の費用負担で除去するという画期的な合意がなされていた。しかし2007年に返還されたほとんどの基地で環境基準をはるかに上回る深刻な汚染が確認されたという。これらについても米軍は汚染除去をしようとせず、費用についても韓国政府がすべて負担することになった。その背景には、韓国内環境法を汚染除去水準としたい韓国環境部と、低い水準を汚染除去水準としたい米軍との交渉が暗礁に乗り上げていたという事情があった。しかしながら韓米安保政策構想（SPI）会議が返還基地の汚染除去問題を取り上げることにより、韓米同盟関係を優先したい韓国国防部などによって、当初の合意は骨抜きにされ、米軍側の主張するあいまいな基準（KISE）による一部の汚染除去のみで返還されるに至った。このことは、2006年のハンギョレ新聞報道により暴露されることになり、NGOや地元住民を中心に韓国環境部を相手取って返還される基地の環境調査結果の公開を求めた裁判が提訴された。その後、環境部からの非公開との回答を受けた裁判所は、国民の知る権利を著しく侵害しているとの判決を下した。

日本における沖縄の返還基地汚染問題についても、地位協定では汚染除去費用を日本政府がすべて負担することになっており、同種の問題が予想されるほか、跡地利用が遅れるほど周辺住民の負担が増すことなどへの懸念が示された。

これに対して予定討論者の蓮井誠一郎会員より、韓国での跡地利用の実際はどのようになっているのか、米軍再編に伴い基地設備の拡張なども必要になっている地域もあるように思われるが、それらの地域での住民運動はどうなっているのか、在韓米軍の行動は、この出来事

の前後で変化があったのか等の論点があげられ、林会員からの回答がなされた。

中でも蓮井会員から「軍事環境問題は、軍事と環境という機密性の高い分野と公共性の高い分野の複合分野」との認識が示されたのに対し、林会員からは「二つの質の違う公共性が絡む問題」との理解が示された。いずれにしても基地汚染の問題は、安全保障の問題だけでなく環境問題や地域開発の問題としても扱われるべきとの両者の結論が導き出された。

そのほかフロアからは、韓国の住民運動や世論の動きはどのように影響していたのか、韓国国内の政権交代の影響はあったのか、米国が国内の基地に対して持っている基準はどうか、またそのようなダブルスタンダードに

対して米国内の環境保護団体はどのような反応を示しているのか、などといった質問が出され、林会員から適宜回答がなされた。

日本においても沖縄の基地返還をめぐる動きがある中、こうした問題は単なる安全保障の問題や環境問題として別個に捉えられるべきものではなく、地域の人々の生存基盤に関わる問題として、今後も議論を積み重ねていく必要がある。

環境・平和分科会では、環境・平和研究会と称して毎月東京で研究会を開いております。興味・関心のある方は、どなたでも参加いただけます。

(宮寺卓、嶋原敦子)

## 憲法と平和

テーマ：日米安保改定 50 年の平和学的課題

司会：麻生多聞（鳴門教育大学）

報告：三輪隆（埼玉大学）「米軍の軍事戦略と日米安保：2010QDR を中心として」

報告：小澤隆一（慈恵医科大学）「日米安保体制と財政統制」

報告：君島東彦（立命館大学）「日米安保体制をどのように克服するか」

三輪報告は、2010 年 QDR を手掛かりとし、米国の世界システムにおける相対的地位低下に対応せんとする、米国オバマ政権による新世界戦略の実相を浮き彫りにするものである。従来の米国に顕著だったユニラテラリズムの修正という方向性は、新興大国を除外して米国が単独でセキュリティを規定しえないという認識に基づくものであり、とりわけ QDR における「ステイクホルダーとしての中国」という認識の顕著性が指摘される。自由市場経済における米国の権益保持を目的とする、新たな国際関係規範確立に向けたダイナミクスは、米国エリート層における現状認識からにじみ出る危機感の反映であるとし、それでもなお米国という国家が国際関係における特別な地位にあり、唯一の独自性を持つべきという認識を QDR から看取する三輪によれば、「対テロ戦争」の大義として援用される「自由と民主主義」の内実は、新自由主義的な自由貿易と同義である。かような米国に日本がいかに関与すべきかという視座の重要性の確認を促す報告であった。

小澤報告は、日米安保体制に組み込まれた日本の財政運営の歴史と状況の概観を通じ、憲法下の財政統制がいかに歪んできたかを指摘し、法的問題状況の深刻性を明らかにするものである。終戦直後以来の軍事予算を 1946 年から 2011 年までフォローし、規範的統制の杜撰さが一貫して確認できると指摘する小澤は、その根拠として、財政法 33 条拡大解釈と「債務償還」移用措置、戦後処理費から防衛分担金への移行、防衛分担金削減方式における防衛庁費増額といった実態を紹介する。1980 年代に顕著となった国防費拡大と軍産複合体という構造的な問題の関連性、米軍再編経費まで日本が負担するという現状の確認に続き、民主党政権における軍事費の取り扱いといった最新の政治状況についても問題提起が示された上で、日米安保条約が憲法の上位規範として位置づいてきた日本の法体系を憲法適合的に正すために、民主的統制が可能となるシステム整備の必要性が主張された。

君島報告は、日米安保体制克服という課題を実現すべく、共同体形成による脱軍事化というプロセスの必要性に光を当てるものである。従来所与のものとされてきた日米安保体制は、「憲法前文と 9 条のセット」から導かれる「平和的生存権・公正と信義」という憲法規範との間に齟齬を生んでおり、軍事同盟とは異なる安全保障枠組の可能性が模索されるべきことが強調される。「セキュリティ・コミュニティ」、「コモン・セキュリティ」、「ヘルシンキ・プロセス」、そして、個人の主体性に出発点を置く NGO の枠組に依拠する「武力紛争予防のためのグローバル・パートナーシップ」アクション・アジェンダ等から抽出される方向性を、いかにアジアに適用すべきか。エリート層による主権の篡奪という状況の中、世界中の市民が米国の有権者と繋がり米国議会に反戦の圧力を加えた事例から、インフォーマルな世論形成の重要性にも指摘は及び、現実的な平和論が提示された。

質疑ではいくつかの質問が提起されたが、ここでは次のものに注目してみたい。まず、小澤報告が指摘した日米安保の「無駄遣い」がどのようにコントロールされるべきかという質問に対し、小澤は軍事費支出監視をめぐる市民の主体性が重要であるとし、国家財政への規範的統御の意味を考察する必要があると回答した。外部からの客観的なチェックが困難な軍事費は、そもそも構造的に「無駄遣い」に走る傾向を帯びるものであるが、これがさらに日本の対米従属がそれを加速している現状を踏まえるならば、小澤により示された課題の重要性は否定できないものであろう。

次に、君島報告に対して提起された「米を盟主とする米・英・日」による 3 国間の協調関係（＝3 国同盟）が軽視されているのではないかという指摘に対して、君島は、英米の軍事同盟関係に対し米国が現在ではかつてほどの重要性を認めておらず、日米同盟の意義も米中関係と比べて米国により軽んじられているという回答が示され、米国 QDR をめぐり緻密な分析を示す報告を行った三輪隆からも同様のコメントが示された。米国にお

る米中関係を重視する趨勢については、三輪報告、君島報告の双方により強調されたとおり、日本の平和憲法学にとっても一層検討の対象となるべき重要性を帯びることが確認された。

今回の憲法分科会では、3本の報告すべてが日米関係の分析を軸としたものとなっており、とりわけ昨今の米国による対中国戦略の展望を見据えつつ、第2次大戦

後に形成された大国主導の世界システムが行き詰まる現状において、平和保障のための新たなシステムをいかに構築すべきかが問われる形となった。かような文脈において、日本国憲法9条にどのような力が認められるのかを問うことが今後の課題である。

(麻生多聞)

## 市民と平和

テーマ「米軍再編とグアム」

司会：藤岡美恵子（法政大学）

報告：山口響（ピープルズ・プラン研究所）「海兵隊のグアム移転：誰のための負担軽減なのか」

報告：越田清和（さっぽろ自由学校「遊」）「グアム島の軍事化と先住チャモロ民族の声」

報告：Victoria-Lora Leon Guerrero（グアム大学）

討論：湯浅一郎（ピースデポ）

まず山口氏から海兵隊のグアム移転の概要が報告された。沖縄に駐留する米海兵隊8千人とその家族9千人のグアムへの移転の決定（2006年）以後の、国際協力銀行による特別融資の決定、米海軍による環境影響評価書素案の発表など、主だった経緯が説明された。

次に越田氏が今年のグアム訪問時に撮影したビデオを上映し、移転に関する地元の議員らの懸念の声を紹介。グアム移転費用の日本の負担を軍事援助として捉える必要があること、「自然との共生を壊す軍事」という視点からのアプローチが必要との意見提起を行った。

続いて、グアム（現地の呼称でグアハン）で移転反対活動を行っているピクトリア・ロラ・レオン・ゲレロ氏（グアム大学）が、移転計画の問題点と現地住民の懸念について報告を行った。懸念の一つは生活インフラ・公共サービスへの悪影響である。海兵隊移転に伴い、基地建設労働者など最大時8万人が新たに流入すると見られるが、米国・日本ともに予算は基地インフラ向けで、基地外の病院、学校、上下水道などのサービス低下が懸念されている。また急激な人口増加による物価・光熱費口頭、観光業への悪影響も予想されている。さらに精緻に射撃場を建設する計画など、新たな土地収用・立ち退き問題も持ち上がるほか、サンゴ礁や森の破壊など環境破壊も懸念されている。しかし最大の問題は、グアムが米国の「未編入領土」とされて連邦議会での議決権ももたず、移転計画にも全く決定権をもたない、すなわち自決権を剥奪された状態にあることだとゲレロ氏は指摘した。それゆえ日本人が日本政府に対してグアム移転反対を訴えてほしいと述べた。

討論者の湯浅氏は、世界規模の米軍再編における「ハブ基地」としてのグアムと日本の位置付けを指摘した上で、基地反対運動に関して次の二つの提起を行った。(1)

沖縄とグアムは植民地化の歴史という共通点を抱えるが、グアムでは沖縄と違い核の存在自体は当たり前のこととして問題にされない。今後核兵器自体を問う運動を通じて日本とグアムの連帯運動に発展していく可能性はあるか。(2)1か所で基地を撤去させても別の場所に移るだけの「モグラたたき」構造を越えることが課題。民衆の連携で米国の世界戦略そのものを問う運動が必要ではないか。

核に関する湯浅氏の提起に対し、ゲレロ氏は原潜による海中放射能漏れや、ガン罹患率の高さと核の関係をめぐって懸念があるにもかかわらず、これまでは一般に核に対する批判は聞かれなかったが、今後はグアムでも核を問題にしていきたいと応答した。

参加者を交えた意見交換では、グアムのチャモロ人と北マリアナ諸島の人々の、反米軍基地運動における連帯の可能性について質問が出された。これに対しゲレロ氏は、グアムと周辺地域が米・独・日の植民地支配・占領によって分断されてきたという視点に立つて考えることが重要だと指摘した。

基地移転で一見利害が対立するかのように見える、グアム、沖縄、北マリアナ諸島も、先住民族に対する植民地化と自決権の剥奪という視点で捉え直せば、基地の「移転」ではなく「撤去」の必要性が鮮明になる。また日米双方の国家による植民地支配の継続（ゲレロ氏はグアムが第二次大戦中、日米双方により爆撃基地とされたこと、その被害に対する補償要求も認められないままにあることを忘れてはならないと強調した）も一層明瞭になる。基地問題、米軍再編問題にそうした視点を導入することの重要性が討論を通じて浮かび上がった、意義のある分科会だった。

(藤岡美恵子)

## ジェノサイド研究

司会：石田勇治（東京大学）

報告：クロス京子（神戸大学大学院）「東ティモールとルワンダにおける混合型移行期正義システム：

構成的ローカライゼーションによる比較分析」

コメンテーター：渡部真由美（東京大学大学院）

本分科会では昨年秋に引き続いてジェノサイド予防をテーマとし、東ティモールとルワンダの事例の比較に基づいて、国際的でグローバルな規範・制度と現地のそ

れを融合させた混合型移行期正義システムを論じたクロス京子氏の報告を中心に討議を行った。

まず、移行期正義をめぐる近年の動向を概観したクロ

ス氏は、その概念・目的・手法が拡大、多様化して移行期正義が「道具箱」化し、個々の事例に応じて複数の制度や手法を組み合わせた包括的アプローチが取られるようになってきていること、また、紛争形態の変化や住民のオーナーシップを重視する平和構築の戦略を背景に、紛争が起きた地域の規範、信条、慣行などに依拠したローカルな正義システムが用いられ、ローカル、そしてグローバルな規範を合わせもつ混合型移行期正義システムが創出されるようになってきていることを指摘した。

そうした動向を踏まえて同氏は、伝統的な民衆法廷をモデルとする「ガチャチャ法廷」を導入したルワンダと、同じく伝統に根ざした紛争解決法に依拠する「コミュニティ和解プロセス（CRP）」を採用した東ティモールの事例を取り上げ、二つの混合型移行期正義システムの形成プロセスを比較・検討した。それによれば、前者はルワンダ政府が主導し、住民は制度形成には関与していないのに対し、後者では市民グループや国連人権部が中心となり、住民の参加も認められるという違いがある。また、ルワンダでは制度として裁判を取り入れ、責任追及、和解、真実究明を目的としているのに対し、東ティモールでは真実委員会が選択され、和解や社会の再統合を主眼としている点でも異なる。クロス氏は、移行期正義のローカライゼーション（国際規範の選択的受容・再解釈）は、すぐれて政治的プロセスであり、そこでは国内エージェントに加えて、ローカルな正義を理解・解釈する「翻訳者」として人権規範や刑事手続きの受容を支援したり、国内の政治エリートの包括的恩赦を阻止したりするトランスナショナルなエージェントも重要な役割を担うと総括した。

続いてコメントを担当した渡部氏は、近年重要性が認識されながらまだ体系的研究がなされていない移行期正義の問題を包括的な視点から検証・考察している点に、まずクロス氏の報告の大きな意義があると評価した。そして、和解や癒しという言葉が曖昧な意味のまま様々な場で多用されているが、それらの意味する内容や集団レベルでの和解や癒しの進展について述べる場合の評価の根拠などを検討する必要がある、紛争の根本的な原因に対処しないうまま和解という言葉のもとに決着を図ることは、くすぶる火種の上に美しい絨毯を敷くようなもので、些細なきっかけで再び紛争が燃え広がる恐れがある、トランスナショナル・エージェントの果たす役割に

についての研究が不十分で、その行動の余地を検討する必要がある、といった見解を述べた。渡部氏が移行期正義に携わる実務者への提言を求めたのに対してクロス氏は、長く支援に携わってきた国際的なエージェントが現地の人びとの要望に耳を傾けたことで、両者が当事者のニーズに即して協働するパートナーシップが生まれた東ティモールの事例を、参照し得る例として挙げた。

続いて行われた討論でも、ガチャチャ法廷の活動はどう評価されているか、国際社会におけるジェノサイド概念の定義や用い方が不明確ではないか、現地の事情を反映した移行期正義は重要だが、各地域における正義の実現のされ方が不統一になることに問題はないか、といった多くの問いや見解が提起された。

混合型移行期正義システムは、グローバルな正義システムの適用が難しい地域における正義の回復に道を開き、個々の紛争地の実情により適合した対応を可能にすると期待される。しかし他方で、国際的な人権規範や重大犯罪の処罰は軽視されがちで、いかにして普遍的な規範や制度との折り合いをつけたり、様々な地域的正义システム間の統一性を確保していくかという問題を浮上させる。実際、ルワンダでは、紛争後に権力を掌握したルワンダ愛国戦線（RPF）側の犯罪が訴追の対象から除かれたり、ガチャチャ裁判の実施を通じて政府の権威・管理が強化されるといった状況が生じた。また法廷の活動も、膨大な数の容疑者が未決拘留されている事態の早期解決という点では成果を上げたものの、必ずしも大量虐殺に関する真相の究明や被害者の救済に十分に貢献したとは言えず、本来の目的の実現には遠い状況にあることも指摘された。

クロス氏の報告は、地域や制度の異なる二つの混合型移行期正義システムの比較を通して、その利点・成果や問題点、それぞれに固有の特徴や共通のメカニズムを浮かび上がらせ、重要な論点を提供した。こうした研究は、現在多くの地域で実践されている紛争からの復興にも、多くの示唆を与えるだろう。ジェノサイド後の社会再建や再発防止に深くかかわる移行期正義の現状を把握し、その課題や発展の方向性を探求するために、ルワンダ、東ティモール以外の地域も含めた事例研究やそれらの比較と理論化の試みがいつそう進展することが期待される。

（福永美和子）

## 平和教育・非暴力（合同分科会）

テーマ「平和の文化をつくる方法の検討」

司会：竹内久顕（東京女子大学）

報告：瀧口優（白梅学園短大、平和の文化をきずく会事務局長）「『平和の文化をめざす「国際10年」自治体アンケート』の取り組みと調査結果」

報告：名嘉憲夫（東洋英和女学院大学）「紛争の原因と解決方法について学ぶ—東洋英和女学院大学における紛争解決教育の紹介」

討論：伊藤武彦（和光大学）

今大会では、「平和教育」（責任者竹内久顕）と「非暴力」（責任者松本学・伊藤武彦）の合同で分科会を開催した。非暴力の方法を伝え学ぶことはいかにして可能となるか、という課題意識は両分科会がかねてから共有しており、これまでも研究交流を行なうこともあった。

国連は2000年を「平和の文化国際年」とし、2001年から2010年を「世界の子どものための平和と非暴力の文化国際10年」と定めた。その日本での活動を推進してきた「平和の文化をきずく会」が、10年間の総括的取り組みとして実施した自治体アンケートの調査

結果に基づく報告を瀧口会員が行なった。昨年、「平和の文化」の取り組みに関するアンケートを全国 804 自治体に対して送付し 300 自治体からの回答を得た。「国際 10 年」を認識していると回答した自治体は 4 割だったが、「国際 10 年」を国やマスコミがほとんど無視してきた現状を踏まえると高い数値だと評価できるとともに、自治体と共に「平和の文化」への取り組みを行なうべきだったしまた今後行なう見通しを持つことができると理解できよう。自治体による平和のための行事開催や、市民の平和活動への支援に関してはいずれも多くの自治体が行っており、行事も展示・講演会・上映会など多彩だが、戦争の体験集を発行している自治体は 3 割にとどまった。多文化共生に関する回答では、他言語の行政サービスや日本語教育の取り組みは進んでいるが、外国語（母語）の教育を保障している自治体が 1 割しかないことが分かった。外国籍の子どもが母語を学ぶ権利の保障という点で問題がある。

たとえば最後の点に関しては、1 割しか取り組んでいないととらえるのではなく、1 割は取り組んでいるととらえれば、まだ実施していない他の自治体に呼び掛けるという前向きな取り組みに結果を活かすことができる。しかし、討論の中で、「平和の文化」をどう理解するかによって自治体の回答にばらつきが出ているのではないかという指摘もなされた。集計結果の更なる分析と結果の公表に期待したい。

報告者は、紛争解決論が専門で『紛争解決のモードとは何か』（世界思想社）の著作もあり、従来の紛争解決方法理論の概念的に未整理な部分の精緻化と、海外理論

の翻訳ではなく文化的バックグラウンドの違いを踏まえたスキルの開発を試みている。本報告はその理論と勤務校での実践に基づくものであった。紛争解決のためのモード（コミュニケーション技法）として「交渉」と「協働」に注目することで、当事者双方が満足する「満足・満足解決」を旨とするモデルを提唱。そのためのコミュニケーション技法として、従来のアサーションやアイメッセージに加え、言語的攻撃に対応するための「紛争解決技」を考案した。ここでは、相手との関係づくりの段階と問題解決の段階に即した「2 段コミュニケーション」を様々な組み合わせることで「交渉」「協働」等の解決モードに対応しようというものである。たとえば、「協働」は、相手からの言語的攻撃を受けたとき、いったん離れて（＝関係づくりの段階）、その次に問題へ目を向けさせる（＝問題解決の段階）という技法をとることになる。名嘉会員は、こうした理論に基づいて大学生や教員、社会人らを対象にコミュニケーション技法のワークショップを重ねてきたが、報告の中でも実演を含めて紹介された。

元来、紛争（コンフリクト）はそれ自体が悪なのではなく、紛争の解決を通して新たな人間関係づくりや自己の成長を実現するものであるため、平和教育に限定せずとも教育そのものにとって紛争解決の技法は重要な意義を持つ。しかし、近年の子どものたちの人間関係の中では、紛争自体を避けて事無しを得たいという傾向が顕著であり、討論では、むしろ紛争をどう作り出すかということも課題となるのではないかという指摘がなされた。（竹内久顕）

## 平和運動

司会：君島東彦（立命館大学）

報告：池尾靖志（立命館大学）「日米安保の再検証：普天間基地問題との関連で」

討論者：木村朗（鹿児島大学）

民主党政権に代わり、これまで長く続いてきた自公政権のもとで合意された米軍再編の動きを、民主党は再検討すると主張した。しかし、北部訓練場の北部を返還する代わりに南部の高江集落のまわりに新たにヘリパッドをつくるという計画は、今年度予算で 2 億円が計上されており、7 月にも工事が始まろうとしている。また、普天間基地の返還問題では、当初、少なくとも県外、できれば国外移設をうたったからこそ、沖縄では、すべての選挙区で、これまでの野党議員が当選し、政権交代が起きたにもかかわらず、こしばらく、鳩山首相の動きは迷走を続けている。

そのような状況の中で、今年で日米安全保障条約は、1951 年から数えて、ちょうど 60 年を迎える。冷戦構造の崩壊後に、日米安保再定義の動きがなされたが、2001 年の同時多発テロによって、急速に日米安保体制そのものがグローバル化し、自衛隊の海外派遣をはじめとして、憲法第 9 条との整合性のつかない状況が続いている。

そこで、このような問題意識から、池尾報告では、現地調査の成果を含む一次資料に基づいてパワーポイントを使って、沖縄の視点に立った、日米安保体制の再検証が試みられた。池尾報告の具体的構成は、① SACO 合意と米軍再編の動き、② 普天間返還合意はどこに行った？、③ 北東アジアの抑止力と日本防衛という命

題との矛盾、④ 日米安保体制を問直す平和運動を活性化させるために、であった。

池尾報告における、主要な論点は、これまで自民党の防衛族議員や官僚たちが使ってきたロジック、すなわち「北東アジアの抑止力」と「日本防衛のための適切な防衛力整備」という 2 つの命題の中には矛盾があること、またそのことをマスメディアによって再生産された言説として信じ込まされている人々、特に本土の人たちの責任の所在を明らかにすること、さらに日本の安全保障というよりは日本の政治・社会状況にあまり関心を持ってこなかった層が保守的になっていく状況をも「つくりだされていく」状況に対し平和運動の側からどのような提起ができるのかを考察することであった。

また、討論者の木村朗会員の方からは、1. 対米自立後の日本の安全保障のあり方として、① 重武装、② 軽武装、③ 非武装の 3 つの選択肢があると思うが、これについてどう考えるか、2. 日米地位協定や思いやり予算の見直しなどの課題が提起されていたにもかかわらず、一向に改善の兆しが見られない理由は何か、3. 東アジア平和共同体構想と日米安保条約との関連をどう考えればいいのか、という質問・問題提起がなされた。これに対して、報告者の池尾会員からは、現在の議論が、日米同盟堅持か重武装（特に核武装を含む）か、といった極



端な二者択一の形で展開されているのは問題であり、日米同盟解消後に重武装・核武装ではない軽武装・非武装への選択をすることは困難ではあっても可能であり、それを実現するためには一般国民の下からの運動と世論が最も重要であるとのご意見があった。また、現在は日米地位協定や思いやり予算の見直しなどを実現するいい機会であるにもかかわらず、それが生かされていないのは政治家の思考・発想の貧困性に問題があるとの指摘があり、東アジア平和共同体構想を中国との交流拡大・深化するなどを通じて実現していくことは不可能ではないとの楽観的展望も示された。

## 公共性と平和

テーマ「国連グローバル・コンパクトと公共性」

司会および討論：西谷真規子（神戸大学）

報告：庄司真理子（敬愛大学）「The Report of United Nations Global Compact, Business & Peace Workshop, Japan “How Business Can Contribute to Peace and Development through Multistakeholder Collaboration?”」

報告：Dylan Scudder（東京大学）「Corporate Peacebuilding and Social Innovation: the Case of Yamanashi Hitachi」

In this session we discussed the issue of publicness of the UN Global Compact and of actual practices of corporate activity on peace. The first speaker, Prof. Mariko Shoji summarized the Report of United Nations Global Compact, Business & Peace Workshop, Japan, How Business Can Contribute to Peace and Development through Multistakeholder Collaborations.

Main purpose of this presentation is to inform and summarize the workshop which was held on 25th and 26th April in Tokyo. The workshop brought together company representatives, investors, academics, UN officials and other experts from Japan and from across Asia and all over the world to discuss the Guidance Document (GD) entitled “Responsible Business in Conflict-Affected and High Risk Areas: Guidance for companies & Shareholders”. In this presentation, mainly two points were focused.

First, History of business & Peace is examined. The topic of business and peace has been a major issue area of the UN Global Compact since its inception. Needless to say, peace and stability are essential elements for business to prosper and for sustainable economic growth. Initiated in 2001, the Policy Dialogue on the Role of the Private Sector in Zones of Conflict is one of the earliest activities undertaken by the UN Global Compact. International and regional-level meetings convened over the course of five years led to the creation of a network of like-minded actors that includes companies, NGOs, labour organizations, governments, academics, and United Nations agencies. The creation of the United Nations Peacebuilding Commission in December 2005 created a expectation that a number of policy recommendations. In 2007, the Expert Group on GD was organized. A series of consultations were

また、司会者の君島東彦会員から、近年米国などでベース・ポリティックス研究の進展がみられることについての貴重な紹介・指摘がなされた。そして、抑止力に関する議論の欺瞞性・虚構性については、海兵隊の現実の運用状況などを米軍の公文書などによって個別具体的に検証するなど、やはりまず事実関係を押さえた上で客観的な議論を積み重ねていくことの重要性を指摘する意見が参加者から出され、討論のなかで共有・確認された。

（木村朗）

organized by the UN Global Compact Office during 2009, including a meeting in Istanbul (June 2009), a meeting in New York (November 2009), a meeting in Tokyo (April 2010) and several virtual meetings.

Second, the contents of GD are introduced. To explain the Guidance Document, five points was examined: Main Rationale for the Guidance, Background/Process behind Developing the Guidance, Main Purpose of the Guidance, How Companies Can Use the Guidance and Next Steps.

In conclusion, normative perspective of this GD is examined. GD is not law but normative document. GD does not have any legal binding force nor any social pressure like ten principles. But there are no other normative guideline in the field of Business and Peace. If there is no such a kind of guideline, the effectiveness of this guideline becomes comparative advantage. And this GD was launched at the UN Global Compact Leaders Summit on 24 and 25 June 2010.

The next speaker, Mr. Dylan Scudder talked about Corporate Peacebuilding and Social Innovation. Presenting on Corporate Peacebuilding, his report drew on the below global background, focusing on the case of Yamanashi Hitachi Construction Machinery Co. Ltd in Colombia.

What actions to take to prevent tensions from escalating in areas of conflict is a dilemma facing decision makers at corporate field offices the world over. It is a dilemma that calls for an equally broad range of lessons learned from conflict experiences across the globe. By 2003, there were over 63,000 multinationals with over 820,000 subsidiaries around the world, employing over 20 million people in developing countries (and 90 million globally). Preventing tensions in areas of conflict from escalating into violence often means preventing damages to vital corporate assets, both material and

non-material, including local facilities, staff, corporate reputation, and profits, assets that ultimately decide whether a company can sustain itself in the marketplace.

Though the goal of doing no harm may be more realistic for some companies than others, doing less harm is within the reach of any business. Still other companies take a more proactive approach by engaging directly in peacebuilding initiatives. This presentation focuses on the case of Yamanashi Hitachi Construction Machinery Ltd. with its coupling of demining equipment and local development activities in conflict-affected countries.

A growing body of research is showing that there is a return on investment for companies that align their governance policies with the aims of peace and security. The principles to which the members of the Global Compact are committed serve as an example of this type of governance, and it follows that such companies should benefit from the peace dividend accordingly. But tapping this innovative potential requires more than a heightened awareness of corporate activities in areas of conflict, and more than an intellectual understanding of conflict-sensitivity; it requires a company's proactive engagement with its stakeholders, and the expertise to manage this process.

Based on direct observations of the company's activities in Colombia and a series of field interviews with the company's president, the Colombian military, and other relevant local stakeholders, the

presentation takes a look at how Yamanashi Hitachi has engaged with its stakeholders and the various stages they have gone through in developing their demining equipment. Finally, the presentation raises some questions about the financial viability of the business model and the extent to which demining equipment constitutes a case of social innovation.

In the wake of above presentations, the discussant Prof. Makiko Nishitani made some arguments on what kind of publicness the UN Global Compact provides in the global governance, how and to what extent the UN Global Compact contribute to that kind of publicness, and how actual practices of CSR contribute to global governance. She also asked questions to Prof. Shoji on effectiveness of the GC system, and subjectivity of corporations, and to Mr. Scudder, on cooperations between companies on one hand, and governments, regional organizations and NGOs on the other hand, and on to what extent stakeholder mediations could support sustainable and persistent commitments by companies.

From the floor, following questions were raised: difference between "conflict affected" and "high risk" areas; attitude of Japanese public sector; difference between NGOs and corporations; whether and how local people can take advantage of GC system.

(庄司真理子)

## グローバルヒバクシャ

テーマ「核被害の探求」

司会：竹峰誠一郎（三重大学研究員）

報告：濱谷正晴（『原爆体験』著者）「原爆体験：その全体像をもとめて」

報告：西岡由香（漫画家、長崎大学等非常勤）「漫画による被爆体験の継承：『8月9日のサンタクロース』を出版して」

討論：桐谷多恵子（広島市立大学）

分科会「グローバルヒバクシャ」は「ヒロシマ・ナガサキの探求」と題し広島・長崎の原爆被害に光をあてた。「何をいまさら」「もうわかっているではないか」そう思われる方もいるかもしれない。

しかし濱谷正晴氏は、「何が原爆被害か必ずしも自明なことではない」、「核兵器問題に取り組んだ人は数多くいるが、被爆者問題に取り組んできた人はそうはいない。10本の指に入るほどだ」と先ず指摘し報告にはいった。

濱谷氏は、石田忠氏の研究を引き継ぎ原爆被害調査を社会学の見地から34年にわたり、まさにライフワークとしてきた取り組んできた方である。冒頭の指摘は、平和学の課題としても重く受け止めるべきだろう。

この春一橋大学を退官された濱谷氏は、原爆被害の全体像にどう迫っていったのか、石田ゼミから濱谷ゼミへと引き継がれてきた一橋大学社会調査室の被爆者調査の歩みにもふれながら報告いただいた。

原爆の問題をどうとらえるのか。「常に人間を否定する力としてのみ働く原爆と、それを抗って生きていこう

とする人間と、その二つの力のつばぜり合いとして」被爆者の姿をとらえる。原爆に人間を対置する石田忠氏が確立した<原爆と人間><人間と原爆>の視点から濱谷氏は、原爆問題をとらえていった。

死と生の二つの側面を念頭に置き、一人一人の体験の先に、性・年齢・職業といった属性を超えた原爆像を築き上げていく。1万人余の証言と向き合い、多くに共通して現れる<心の傷><体の傷><不安>の三つの要素に着目し、原爆が人間にもたらしたのか、苦悩としての原爆被害を統計的手法で読み解いていった。

そのうえで人間が原爆にどう立ち向かっていったのかという視点から原爆体験をさらに読み解き、「原爆体験が問いを投げかけ、その人を突き動かしている」軌跡をとらえていった。「<原爆体験>がつらく重かった人、なかでも、<生きる意欲>を奪われるような体験をもった人ほど、<反原爆>に生きる支えを見出し、被爆者として<生きる意味>を確立できている」傾向があることを濱谷氏はつかんでいった。

「原爆被害の全体像は今なお私たちの目の前にある未

完の課題である」、「原爆で生き残った人の深い心の傷をどう位置づけているのか、今とりわけ求められているのではないのか」と、今後の研究に向けた課題の提起が、最後に濱谷氏からなされた。

後半は、長崎原爆をテーマにした漫画を発表している長崎在住の西岡由香氏から、「漫画による被爆体験の継承：『8月9日のサンタクロース』を出版して」と題した実践報告をいただいた。

漫画と言えば恋愛もので、平和と結びついていなかった西岡氏が、ナガサキをテーマにした漫画を書くようになったいきさつが、まず語られた。阪神大震災のボランティアで漫画がもつ力を知り、ピースボートの乗船で、「怖いおじさんたちがデモをしている」平和活動のイメージが変わり、パレスチナに行き「爆弾を落とされる人と一緒にいたい」と思いを育み、これらが重なり、長崎で被爆者の家を訪ね、話を聞くようになった。

しかし「原爆なんか、私に書くことなんかではない」、「被爆体験がないわたしが原爆を書いているのか」など壁にぶつかったと言う。そんなとき、「僕たちの経験をした1万分の1でも書いてください、そうでないとゼロなんですよ」、「漫画でないと受け止められない世代もいるんじゃないですか」、「被爆者によりそって、被爆者から聞いた体験を自らの心に沈澱させることを心に被爆した」と言うのですよなど、被爆者やその親族が後押ししてくれた。

それでも被爆者の話を聞いて、表現にはなかなかつながらなかった。「原爆を知らない」渋谷を歩く若者に伝わる何かを描くにはどうすればいいのか、葛藤した末、1945年ではなく、現代の女の子を主人公にすればいいんだとひらめいた。

一作目の『夏の残像』の主人公カナは自分自身が原爆と対峙し、悩んだ姿を主人公に投影したと言う。しかし「原爆は巨大な多面体のもので、一作で原爆で書き尽くすなんてできない」と、二作目に取り組んだ。

一作目の反響で「この漫画は怖くないんですね」と言われた。「これだったら子どもに読ませられる」と買ってくれた人もいた。「原爆が怖いでシャットアウトしている人がいる」、長崎では「正直平和教育にへきへきしている人もいる」。そんな人に新しい原爆像、新しい被爆者像を示したかった。

第二作の「サンタクロース」は被爆者のことです。被

爆者はサンタクロースなんだ、つらい体験をもちながらも、その体験をもう誰のものにも落とさせないという思いで、語り続けてくれるサンタクロースなのだ。原爆というのが怖いという壁を取り払い、原爆について知りたいたいと若い人が思ってもらえるようになればと思った。

継承とは「人と人が同じ思いで結ばれるときになされること」だと西岡氏は指摘した。「被爆者の話を聞いたとき、そこに何か電極のプラスとマイナスがむすびついたときに、漫画や音楽などの何か表現が生まれる。被爆者の話が電極のプラスだとすると、受け止める側にも何かマイナスがないといけない。被爆者とながら何かないといけない」と、西岡氏は言う。

報告に続いてヒロシマ・ナガサキをテーマにしている桐谷多恵子氏が、自身の研究や体験を踏まえ質問を投げかけた。濱谷氏からは、プロセスとして原爆体験をとらえていく重要性が語られ、西岡氏からは、継承に向けて「多人数と被爆者ではなく、一対一で肉體感覚でつながることが大切、一緒に飲むのが一番」といった返答がなされた。また長崎原爆で「浦上という地域をどう位置づけるのか」の議論が、西岡氏と交わされた。

最後に会場の参加者を交え、ヒロシマ・ナガサキの「特殊性と普遍性」をめぐる議論に最後は展開した。濱谷氏からは、「特殊性と言えば、他と違うところに目が行きがちだがそれだけでいいのか」、「特殊性と普遍性の両面を見ていく必要がある」としたうえで、「今求められるのは、他の戦争との共通性と普遍性を見つめていくことが求められているのではないのか」との発言がなされた。

質疑にうながされ濱谷氏からは、1万件以上の原爆証言のアーカイブ化にとりくんでいく、静かなる闘志が語られた。また西岡氏からは、「これまでの2冊は原爆は書いたけど、人間が書きこめていなかった。どういう手法で書くのかは今後の課題であるが、次作では人間をしっかり描いていきたい」との次作にむけた意気込みが聞かれた。

終了後も教室には様々な輪ができ、議論はしばらく続いた。お二人の熱のこもった報告に、討論者や参加者の熱心な質疑が重なり、ヒロシマ・ナガサキを今後どう探求し、受け継いでいくのか、様々なヒントがあふれ、活力ある分科会になったと言えよう。

(竹峰誠一郎)

## 発展と人間安全保障

テーマ「人間安全保障と外交問題」

司会・討論：原田太津男（中部大学）

報告：那須川敏之（創価大学）「日本外交における『人間の安全保障』概念の有用性」

報告：加治宏基（愛知大学）「中国の発展観とその外交インパクト」

今回の分科会では、共通テーマを「人間安全保障と外交問題」として、2名の報告者をお願いした。司会・討論は、原田太津男（中部大学）が務めた。

両氏の報告は、人間発展あるいは人間の安全保障という概念が日本や中国の外交をつうじていかにして実現され、ひいてはまた逆にそれらがいかに国際社会に受容されていったかの具体的な過程を追跡する試みとして意義深いものであった。

まず、那須川敏之氏（創価大学）「日本外交における『人間の安全保障』概念の有用性」においては、自民党から民主党への歴史的な政権交代が「人間の安全保障」外交にいかなる影響を及ぼすかという問題関心に基づいて、①日本外交における「人間の安全保障」政策の枠組み、②人間の安全保障外交の展開、③人間の安全保障フレンズ(FHS)を中心とする国連での取り組みという構成で報告がなされた。本報告において、歴代政権の取

り組みが手際よく明快に整理され、そこでは理念の普及だけでなく実践的な取り組みが ODA 政策の現場(人間の安全保障基金、草の根・人間の安全保障無償資金協力、国際協力機構)を中心に進んできたし、今後も進んで行くという展望が示された。

次に、加治宏基氏(愛知大学)「中国の発展観とその外交インパクト」においては、国連と中国における発展観を比較検討しながら、前者が後者に定着・翻案され(「本土化」、逆に中国の発展観が国連外交に与えた双方向的な過程が検討された。グローバル化を背景に、国連の開発理念が人間発展へと深化していくのと並んで、中国の発展観が先富論から共富論(あるいは「全面小康」と「和諧」理論)へ成熟していったが、国際社会の影響を中国が受けただけではなく、逆に胡錦濤の 2005 年の

国連演説ほかに見られるように、近年、「以人為本」という「人間中心」の理念を国連でしばしば発信している。この発信の指摘はとくに興味深い論点だった。

質疑応答を通じて明らかになったのは、那須川報告についてみれば、やはり人間の安全保障概念の実践的意義を「援助外交」の分野に限定せずに、外交全般において、さらにはその内政との整合性をみれば、合格点を付けられるかどうか、という争点であった。また加治報告についても、中国の対外的プレゼンス、たとえば資源外交における独占の悪影響などを鑑みれば、必ずしも「人間の発展」や「人間の安全保障」に寄与しているとは言いがたいという鋭い指摘があったことを付記しておく。

(原田太津男)

## ジェンダーと平和(分科会紹介)

責任者: 森玲子(広島大)

連絡先 e-mail: reimori@hiroshima-u.ac.jp

電話 082-424-6988

春季研究大会では分科会の開催がなかったので、紹介をもって報告に代えたいと思います。

ジェンダーと平和分科会は、「ジェンダー・パースペクティブ」による平和研究を目指しています。今まで、アンパイドワーク論、軍事性奴隷問題、グローバリゼーション、セクシュアルマイノリティの平和文化などをテーマに議論を行ってきました。女性だけでなく、すべ

ての研究者、そして活動を中心に進めている人たちの参加を期待しています。社会的弱者の平和を脅かす状況があいかわらず続いています。ジェンダー・パースペクティブの理解を進めるとともに、平和を求めるための行動にも取り組んでいきたいと思っています。

(森玲子)

## ドキュメンタリー映画上映報告

### 『The Strangest Dream』(カナダ 2008年/90分)

監督: Eric Bednarski

製作: The National Film Board of Canada

大会の分科会の時間を使つてのドキュメンタリー映画上映が定着しつつあるようだ。今回は 1995 年にノーベル平和賞を受賞したジョセフ・ロートブラット博士に焦点をあてたカナダのドキュメンタリーを大会の両日にわたって上映し、黒田企画委員長と高原が解説役を務めた。

ロートブラット博士は、戦時中、自らの意志でマンハッタン計画を離脱した唯一の科学者である。ドキュメンタリーは、この「狂気に背を向けた」科学者の一生を追い、同時に核時代がどのように展開してきたか、また冷戦後の今日、世界が直面する脅威はどのようなものなのかを、ロートブラット本人と、彼が長く事務局長を務めたバグウォッシュ会議に参加する世界の科学者たちに、語らせている。

科学者たちへのインタビューに加えて、ドキュメンタリーには核軍備競争に関わる豊富な映像資料が盛り込まれており、核問題入門の格好の教材になっている。その際、平和研究の観点から重要なのは、これが核兵器の危険についての啓蒙ドキュメンタリーであると同時に、そこでは、核軍縮、核廃絶、戦争廃絶への人間的努力の歴史として核時代が描かれていることであり、その意味で、ジョセフ・ロートブラットという人格に着目したことが、このドキュメンタリーを成功させている。

ロートブラット博士については、これまであまり語られてこなかった夫人(第二次世界大戦勃発と共に、当時リバプール大学で研究生活を始めたばかりのロートブラットと生き別れになり、ナチ占領下のポーランドで亡くなった)とのエピソードや写真なども紹介され、親類縁者へのインタビューも効果的に挿入されている。ビキニ事件等の核実験によって生成された放射能の分析、ラッセル=アインシュタイン宣言やバグウォッシュ会議の事務的な下支え等々、勇気ある、文字通りのたゆまぬ活動を顕彰された彼は、1995年のノーベル平和賞をバグウォッシュ会議と共に受賞、2005年に96歳で亡くなる直前まで、精力的に核兵器と戦争の廃絶を訴え続けた。

ドキュメンタリーのタイトルは、ロートブラットが好んだという反戦歌 "Last Night I Had the Strangest Dream" (ある日、もう戦争をしないという約束が成立し、皆が武器を捨て、歓喜して街角で踊っている、そんな夢を見た、という主意) からとられている。バグウォッシュ会議は、1995年と2005年に広島で大会を開き、1995年の大会宣言が、その年のノーベル平和賞受賞に貢献したと伝えられる。ドキュメンタリーの中では被爆地の映像が使われ、ラストでは、この歌と共に、平和式典の宵、元安川での灯籠流しの美しい映像が流れる。

この秋、やはり核廃絶をめざす国際 NGO の "Global Zero" が中心となって制作した "Countdown to Zero" というドキュメンタリーが世界で放映されている。そこでは偶発的核戦争と核テロリズムという「今ここにある危機」がクローズアップされ、見る者に強い印象を残すのであるが、戦後日本の平和教育が一つのベースにしてきた被爆体験や、ノーモア・ヒロシマ・ナガサキという被爆者のメッセージへの言及は、皆無である。ヒロシマ・ナガサキを抜きにしても核廃絶の緊急性が訴えられてしまうほどに、核兵器の脅威への対処が喫緊の課題となっているわけで、こうした今風のアプローチにも意

義を認めるべきではあるのだが、それとは異なる地平で、ラッセル＝アインシュタイン宣言が訴えたような「人間性」を源とする活動が世界にあり、核戦争をくいとめるのに一定の役割を果たしてきたのだということ、あらためてわれわれは知るべきである。

大会では、字幕がない（全編英語、仏語字幕付き）という悪条件の下ではあったが、二日で合計 50 名を超える会員・非会員の参加を得ることができた。現在、翻訳ボランティアチームによる日本語字幕づくりが進められているところである。

(高原孝生)

## 地区研究会報告

### 北海道・東北地区

2010 年度の北海道地区研究会は、平和に関心をもち、その捉え方を模索する学生、研究者、市民社会アクターのフォーラム（共通の議論の場）となるべくスタートした。第 1 回の研究会は 4 月 24 日（土）に北海道大学を会場に開催された。題目と発表者は以下の通りであった。矢部千尋（ノルウェー・トロムソ大学平和センター修士課程修了）「修復的司法の理論的枠組みとノルウェーにおける実践の取り組み」

藤岡登（ノルウェー学校仲裁所制度研究会代表、北翔大学）「ノルウェー・オスロ市におけるいじめ対策と学校仲裁所制度」

ともにノルウェーでの現場経験に基づく、非常に興味深い発表であった。ここでは社会内の暴力を扱う仕組みとして、ノルウェーの対立調停委員会と学校仲裁所が紹介された。これがそのまま（例えば）日本の文脈に移植可能かどうかは議論の余地があるとしても、大変に啓発的

であり、平和的手段による暴力の扱い方というテーマで比較文化研究に発展することが期待される。

第 2 回の研究会は 10 月中旬に開催する予定である。予定している研究発表は以下の一つである。

阿知良洋平（北海道大学大学院）「民衆史掘りおこし運動における平和への課題化」

これに加え、比較的短い活動報告も 4 つ予定している。小田博志（北海道大学）「国立民族学博物館の共同研究『平和の人類学』について」

片野淳彦（札幌大学）「東北アジア地域平和構築講座（NARPI）へのお誘い」

越田清和（さっぽろ自由学校「遊」）「東ティモール・フェアトレードのコーヒー農家を訪ねる旅の報告」

森川純（酪農学園大学）「学生と共に行くグアム・スタディツアーの報告」（仮題）

(小田博志)

### 関東地区

以下の要領で研究会を開催いたします。ぜひご参加ください。

【山口県における原子力発電所建設問題と生物多様性】

日時：2010 年 11 月 20 日（土）14:00-17:00

場所：立教大学池袋キャンパス 12 号館 2 階会議室

報告：安溪遊地（山口県立大学）「上関原発予定地の自然の価値を考える」（仮）

（趣旨）1982 年に山口県上関町に原子力発電所の是非を巡って住民が分断されている。この問題は、原子力エネルギーに依存する社会発展のあり方、生物多様性の保全と地域社会の自立の関係、科学者と市民の連携、消費社会日本における生活様式の見直し、過疎地住民の生存と安全を保障する社会の模索など、環境・平和・人権に関する様々な問題を提起している。本研究会は生物多様性の保全を目指す生物学者たちの取り組みを学び、環境平和学に携わる社会学者たちとの連携の可能性を模索する場としたい。

主催：「環境と平和」分科会

共催：関東地区研究会

【ポストドク研究者による報告会】

日時：2010 年 12 月 18 日（土）13:00-17:00

場所：早稲田大学（教室の詳細は 10 月以降に HP をご覧ください）

報告：

小松寛（早稲田大学社会科学部助手）「沖縄帰属議論における日本復帰派のナショナル・アイデンティティ」

平田准也（早稲田大学平和学研究所客員研究員）「冷戦後アメリカの対北朝鮮外交：クリントン政権期を中心に」

上原光子（成蹊大・東京女子大非常勤講師）「ヨーロッパ気候変動問題」（仮）

五野井郁夫（立教大学法学部政治学科助教）「グローバル・ジャスティス運動の理論と課題」（仮）

（趣旨）本研究会は、平和学会で将来有望な研究者たちの発表と交流を目的としている。彼らの新しい視点や論点が学会に新しい風を吹き込んでくれることを期待する。

(堀芳枝)

## 関西地区

2010年度前期の関西地区研究会は、以下の二つの研究会を開催した。

まず、7月23日(金)、関西学院大学梅田キャンパスにおいて、カナダのヨーク大学のアナ・アガサンジェル(Anna Agathangelou)准教授を報告者として迎え、研究会を開催した。報告題目は「ユーラシアにおける欲望の身体、テロと戦争(Bodies of Desire, Terror & the War in Eurasia)」。報告では、ユーラシア大陸で展開している戦争と再建のプロジェクトの批判的検討を通じて、アイケンベリーやスローターなどに代表される国際的リベラリズムに内在している問題点などが鋭く指摘された。参加者数は少なかったものの、各参加者から報告に対して積極的に突っ込んだ質問とそれに対する応

答がなされ、有意義な研究会となった。

つぎに、8月24日(火)、京都大学東南アジア研究所において、特別セミナー「南アジアの核をめぐる政治」を開催した。報告者であるシンガポール南洋工科大学助教のスルフィカル・アミル氏(Sulfikar Amir)は、インドネシアのジャワ島中部ジェバラ県における原子力発電所建設計画を取り上げることで、国家と社会の関係を「技術政治(technological politics)」の視点から考察を試みた。フロアーからは、トリウムをベースとする原発の有効性をどう捉えるかなど様々な質問がなされ、議論は大いに盛り上がった。

(佐藤史郎)

## 総会議事要録

### 第19期第1回総会

日時：2010年6月19日(土) 15:00～15:30

場所：お茶の水女子大学・共通講義棟2号館201

#### 報告事項

1. 会長報告
2. 各委員会報告
3. 各地区研究会報告
4. 2010年度春季研究大会について
5. 2010年度秋季研究集会について
6. 2011年度春季研究大会・2011年度秋季研究集会について
7. 第3回平和賞について
8. 光州シンポジウムについて

#### 9. 名誉会員規定の改定について

10. 事務局報告
11. その他

#### 審議事項

1. 2009年度決算案
2. 2010年度予算案
3. 新入会員の承認(会員消息を参照)
4. その他

## 理事会議事要録

### 第19期第1回理事会

日時：2010年1月29日(金) 18:00～21:00

場所：成蹊大学第10号館第二中会議室



第19期第2回理事会

日時：2010年6月18日（金）18:30～21:00

場所：東京大学駒場キャンパス18号館4階コラボレーションルーム3



会員消息

## 日本平和学会2009年度決算報告

## 日本平和学会2009年度平和基金決算報告

## 日本平和学会2010年度予算

### 企画委員会からのお知らせ

#### 自由論題部会の報告希望者を募集します

日本平和学会では、2011年度春季研究大会における自由論題部会での報告希望者を募集します。

#### 開催日および会場：

2011年度春季研究大会は、2011年6月の土日二日間、新潟で開催予定です。開催日および開催校が決まり次第、学会ホームページでお知らせします。なお自由論題部会の開催日は、通例では初日の午前中ですが、現在のところは未定です。

#### 応募可能な方

応募の時点で日本平和学会会員または入会申請中の方

#### 応募方法

報告を希望される方は、氏名、所属、連絡先（e-mailアドレスを含む）、報告タイトル、報告の概要（1000～2000字程度）を記し、下記の日本平和学会企画委員会

委員長宛に、郵送または電子メールでご応募下さい。

また、報告に関連する業績が既にある方は、ハードコピーまたはファイルを添付してください。

#### 締め切り

2010年11月29日（月）

#### 選考方法と結果の通知

企画委員会において選考を行います。採用の可否は2011年1月下旬を目処に、応募者全員にお知らせいたします。

#### 応募・問い合わせ先

〒657-8501

神戸大学大学院国際協力研究科

土佐弘之（日本平和学会第19期企画委員会委員長）

tosa@kobe-u.ac.jp

（土佐弘之）

## 編集委員会からのお知らせ

### 新委員よりごあいさつ

第19期の役員・理事会の発足に合わせ、新たな編集委員会が組織されました。小林誠(お茶の水女子大学)、秋山信将(一橋大学)、足立研幾(立命館大学)、山田哲也(南山大学)、柄谷利恵子(関西大学)の顔ぶれですが、今後メンバーが追加される予定です。2010年秋出版の第35号の編集から、2013年秋出版の39号の企画までを担当します。

### 学会誌への投稿を募集します

『平和研究』は、編集委員会が各号ごとにテーマを設定し、個別の会員に論文執筆を依頼するとともに(依頼論文)、テーマに関連する内容の論文を会員に広く募集する形で編まれています(投稿論文)。投稿論文は、匿名の2名の会員による査読結果を踏まえ、編集委員会が掲載を決定します。各号に2~3本の自由投稿論文を掲載する予定ですので、たくさんの応募をお待ちします。投稿についての広報は、学会ホームページとニューズレターをご覧ください。

なお、2011年度から『平和研究』は年間一回から二回発行に変わることが決まっており、平和研究の多様で斬新な成果が発表される機会が増すこととなります。第35号は『核なき世界』に向けて』をテーマに、2010年10月に刊行予定です。第36号以降については、以下をご参照ください。

### (1) 第36号(2011年6月刊行予定)

「グローバルな倫理」を特集テーマとしています。冷戦終結以降、人権、環境、難民など幅広いイシューとの関連で、グローバルな倫理の高まりが議論されています。武力行使を巡っても、人道的介入や保護する責任(R2P)のような、武力紛争下における個人の生命・財産・尊厳の保護といった倫理的な側面からの検討を必要とする問題提起がなされています。

については、特集テーマに関わる投稿論文を募集します。個別のイシューが持つ倫理的な側面を扱ったものでも、(応用)倫理的立場から国際社会の平和の問題を扱ったものでも構いません。ただし、倫理が両義的な性格を帯びたものであることを前提とした議論を展開されることを希望します。

分量：20000字程度

申込締め切り：2010年10月8日

原稿提出締め切り：2010年11月30日

応募先：柄谷利恵子(関西大学)

karatani@kansai-u.ac.jp

### (2) 第37号(2011年10月刊行予定)

テーマは未定です。投稿論文については、おおよそ2011年1月末を申込締め切り、2月末を原稿提出の締め切りの予定です。詳細は確定次第、お知らせします。(小林誠)

## 広報委員会からのお知らせとお願い

### ホームページのご利用について

学会ホームページ(<http://www.psj.org/>)では、学会員の皆様に最新のニュースをお届けするとともに、過去の大会情報や刊行物をデータベースとして簡単に検索できるように機能を刷新いたしました。また、学会誌への投稿募集案内や各地区研究会のお知らせなどは、情報が入り次第、掲載しております。ぜひ、定期的にご覧ください。

### メーリング・リスト(ML)登録のお願い

ホームページでの情報以外に、学会員の方に限定した情報はMLで配信しております。日本平和学会のホームページには会員専用サイトがあります。イベントの告知など、会員間での情報共有の場としてご利用いただいておりますが、今後、様々な情報が紙媒体から電子媒体へと移行するのに伴い、学会事務局や各種委員会からの

情報もMLでの配信へと切り替わっていきます。ぜひ、お早めにご登録をお願いいたします。

#### 【登録方法】

登録はいたって簡単です。次の手順で行ってください。

①日本平和学会のサイトのトップページ左上「会員専用ページ」の「こちら」をクリックします。

②画面左上の「ログイン」の項目にある「新規登録」をクリックします。

③次の画面で入力項目すべてに記入し「決定」を押して送信します。(※この段階では登録は完了していません)

④登録時に記入したメールアドレスに、サイト管理者から登録承認のメールが届きます。

⑤登録承認のメールに記載されているURLにアクセスすると登録が完了します。

(大平剛)

## エッセイ 平和研究あれこれ

### NGO と研究者

川崎 哲

私はなぜ NGO 活動をしているのかと問われれば、社会をよりよくするために貢献したいからだ、少し気恥ずかしいが答えると思う。とりわけ世界がいま困難な時代にあつて、そういう思いを強くする。日本平和学会に集う多くの研究者の皆さんも、同じような気持ちを持っておられるのではない。実際には壁は厚く、社会も政策もなかなか変わらない。そうしたなかで、NGO や研究者の果たす役割は何かということを考えさせられる。

私はかつて光栄にも当学会から第1回平和研究奨励賞をいただいた際、少し戸惑った。自分は「中途半端な学会員」という自覚があつたからだ。それは、私の本業は NGO であつて、学者・研究者ではないということだ。NGO と研究者とでは、考え方も手法もかなり異なると思う。研究の世界を少しだけ覗いてきた NGO の人間として、僭越ながら、平和研究者がもう少し頑張った方がよいと思うことを何点か述べたい。

第一に、研究者は NGO をあまり誉めるべきでない、もう少しじめるべきだ。最近では研究者の会合に私のような NGO の人間が呼ばれることも多くなった。ありがたいことだ。しかし、NGO の人間に「NGO の役割を話してくれ」と言われても、実は少し困るのだ。なぜなら、私はそこで「都合のよいことだけ話して、都合の悪いことは話さないでおこう」というずるい考えを持ってしまうからだ。

NGO の人間にとっては、あらゆる情報はキャンペーンや運動の一環として存在する。だから常に、情報を加工したり、ときには誇張したりしてプレゼンを行う。研究者は、NGO のプレゼンを鵜呑みにしてはならない。その NGO がどういう問題意識と戦略をもってそのプレゼンをしているのか、研究者は分析すべきである。そして、NGO がもたらそうとしている効果からみてそのプレゼンの内容や手法が妥当なのかを分析し、むしろ NGO に提案をしてもいいはずだ。

どうすれば NGO はより大きな役割を果たせるのか。どうすれば本当に政策を転換し社会を変革できるのか。いってみれば、NGO はコンサルを必要としているのだ。NGO に対して厳しい批判や提言を行うことが、研究者の重要な役割だと思う。

第二に、日本の研究者は、もっと現実の政策立案に関わるべきである。昨年の政権交代は多くの人たちに期待を与えたが、結局ほとんどの政策の実態は変わらない

まだ。与党は「政治主導」をうたってきたが、実際には、政治家は政策に対する知見をほとんど持っていない。秘書すらいらないというのが実態だ。日本では戦後ずっと官僚が一元的に政策を立案してきた。それを代替する、あるいは多元化する主体がないのである。

NGO は、草の根の視点や、地球的な公正や平和の観点からあるべき政策の方向性を語ることに力を注いできた。いま必要なことは、それを形にすることである。この方面で、研究者がもっと積極的になっていいと思う。政治や政府に対して直接に政策を働きかける研究者がもっと増えてほしい。そのときに大事なことは、そのような研究者が政府のお金で雇われるのではなくて、大学や市民社会が彼らを支える仕組みを政府の外につくるということである。

第三に、研究者は学生ともっと向き合うべきである。学会というものは専門用語を共有したコミュニティであるが、それが果たして社会にどれだけ根付いているか。その尺度の一つは、学生、とりわけ学部生とどれだけ接点を持っているかであると思う。近年では、大学のサービス業化や学力低下など、確かに困難な現実がある。学生への対応と専門的な平和研究は別物と割り切ってしまうのも一法かもしれない。しかし、平和というのはつまるところ社会のあり方だ。平和を考える知的コミュニティが学生に対して閉鎖されていたならば、社会にとって意味のある研究をできるだろうか。

私はピースボートの活動を通じて毎年何百人という若者たちと船旅をしながら、陸に戻ると政府や国連への働きかけをしている。2つの現場でみる光景はあまりにも違う。しかし、その2つをつなぐことが NGO 活動の神髄だと思っている。ピースボートでは「地球大学」という教育プログラムを行っている。「世界を変えるアクティビストになる」という大層な標語を掲げているが、本気なのだ。将来を担うアクティビストを育成する戦略をいま持たないと、日本の NGO には未来がない。

NGO にせよ平和研究にせよ、人材の層の薄さは深刻な問題であると思う。それを解決するための「裾野」戦略を発展させることが、遠回りにみえてもいま必要である。

(ピースボート)

## 日本平和学会第19期役員

(2010年1月1日～2011年12月31日)

## 【執行部】

会長	石田 淳	
副会長	阿部浩己	吉川 元
企画委員長	土佐弘之	
編集委員長	小林 誠	
渉外委員長	毛利聡子	
広報委員長	大平 剛	
将来構想WG主任	黒田俊郎	
事務局長	佐渡紀子	

## 【理事】 (★は地区研究会代表者 下線は会長推薦理事)

(北海道・東北)	★小田博志				
(関東)	阿部浩己	石田 淳	白井久和	内海愛子	遠藤誠治
	勝間 靖	勝俣 誠	吉川 元	<u>小林 誠</u>	佐伯奈津子
	高原孝生	竹中千春	<u>浪岡新太郎</u>	西川 潤	<u>墓田 桂</u>
	<u>蓮井誠一郎</u>	★堀 芳枝	目加田説子	<u>毛利聡子</u>	最上敏樹
	横山正樹				
(中部・北陸)	黒田俊郎	児玉克哉	佐々木寛	★佐竹眞明	
(関西)	ロニー・アレキサンダー		奥本京子	君島東彦	★土佐弘之
(中国・四国)	★小柏葉子	岡本三夫	<u>佐渡紀子</u>		
(九州・沖縄)	★石川捷治	<u>大平 剛</u>	木村 朗		

## 【監事】

	堀 芳枝	横山正樹			
企画委員会	奥本京子	長有紀枝	君島東彦	桐山孝信	島袋 純
	杉田明宏	鄭 敬娥	妹尾裕彦	土佐弘之	戸田真紀子
	直野章子	原田太津男	前田幸男	南山 淳	
編集委員会	秋山信将	足立研幾	小林 誠	山田哲也	柄谷利恵子
渉外委員会	五野井郁夫	清水奈名子	高橋清貴	古沢希代子	毛利聡子
広報委員会	井上実佳	大平 剛	片野淳彦	玉井雅隆	
将来構想WG	黒田俊郎	佐々木寛	蓮井誠一郎		
事務局	佐渡紀子	浪岡新太郎 (事務局長補佐)			

## 日本平和学会分科会および分科会代表者一覧

(2010年9月1日現在)

①平和学の方法と実践	代表者：岡本三夫
②憲法と平和	代表者：君島東彦
③東南アジア	代表者：日下部尚徳
④市民と平和	代表者：越田清和
⑤軍縮と安全保障	代表者：佐渡紀子
⑥アフリカ	代表者：篠原 収、藤本義彦
⑦環境・平和	代表者：平井朗、嶋原敦子
⑧平和教育	代表者：竹内久顕
⑨ジェンダーと平和	代表者：森玲子
⑩平和文化	代表者：鈴木規夫、渡辺守雄
⑪発展と人間安全保障	代表者：原田太津男、佐藤元彦
⑫難民・強制移動民研究	代表者：小泉康一
⑬非暴力	代表者：松本孚
⑭グローバルヒバクシャ	代表者：高橋博子、竹峰誠一郎
⑮平和と芸術	代表者：奥本京子
⑯公共性と平和	代表者：宮脇昇
⑰ジェノサイド研究	代表者：石田勇治
⑱平和運動	代表者：木村朗（共同代表者：石原昌家、舟越耿一、湯浅一郎）
⑲戦争と空爆問題研究会	代表者：荒井信一（共同代表者：前田哲男）
⑳琉球・沖縄・島嶼国及び地域の平和	代表者：松島泰勝

日本平和学会ニューズレター Vol. 19 No. 2 (2010年9月25日発行)

発行所：日本平和学会第19期事務局

〒731-3195 広島市安佐南区大塚東1-1-1 広島修道大学法学部 佐渡紀子研究室内

Fax: 082-848-7788 E-mail: office@psaj.org

<http://www.psaj.org/>

編集：日本平和学会広報委員会

委員長：大平 剛 編集担当：井上実佳 片野淳彦

印刷所：北大生協 印刷・情報サービス部